

地域と学校の連携・協働の推進について

1. 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進について
2. 令和2年度予算案について
3. 予算執行及び申請スケジュールについて
4. 参考資料

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課

地域学校協働活動推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進について

(1) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進について … 2頁

(2) 地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況について … 5頁

(3) 「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果から … 11頁

1 (1) ① 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進について

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール**と**地域学校協働活動**が必要なのか？

背景 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

- ◆教育環境を取り巻く状況
 - ・児童生徒数の減少
 - ・子供の規範意識等への課題
 - ・学校が抱える課題の複雑化・困難化
- ◆社会の動向
 - ・少子高齢化の進行
 - ・グローバル化や情報化の進展
 - ・地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下
- ◆教育改革の動き
 - ・「社会に開かれた教育課程」の実現など
- ◆地方創生の動き
 - ・学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

- ◆ これからの時代を生き抜く力の育成(学校だけでは得られない知識・経験・能力)
- ◆ 地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・

コミュニティ・スクール



地域学校協働活動

『目標』や『ビジョン』の共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現！

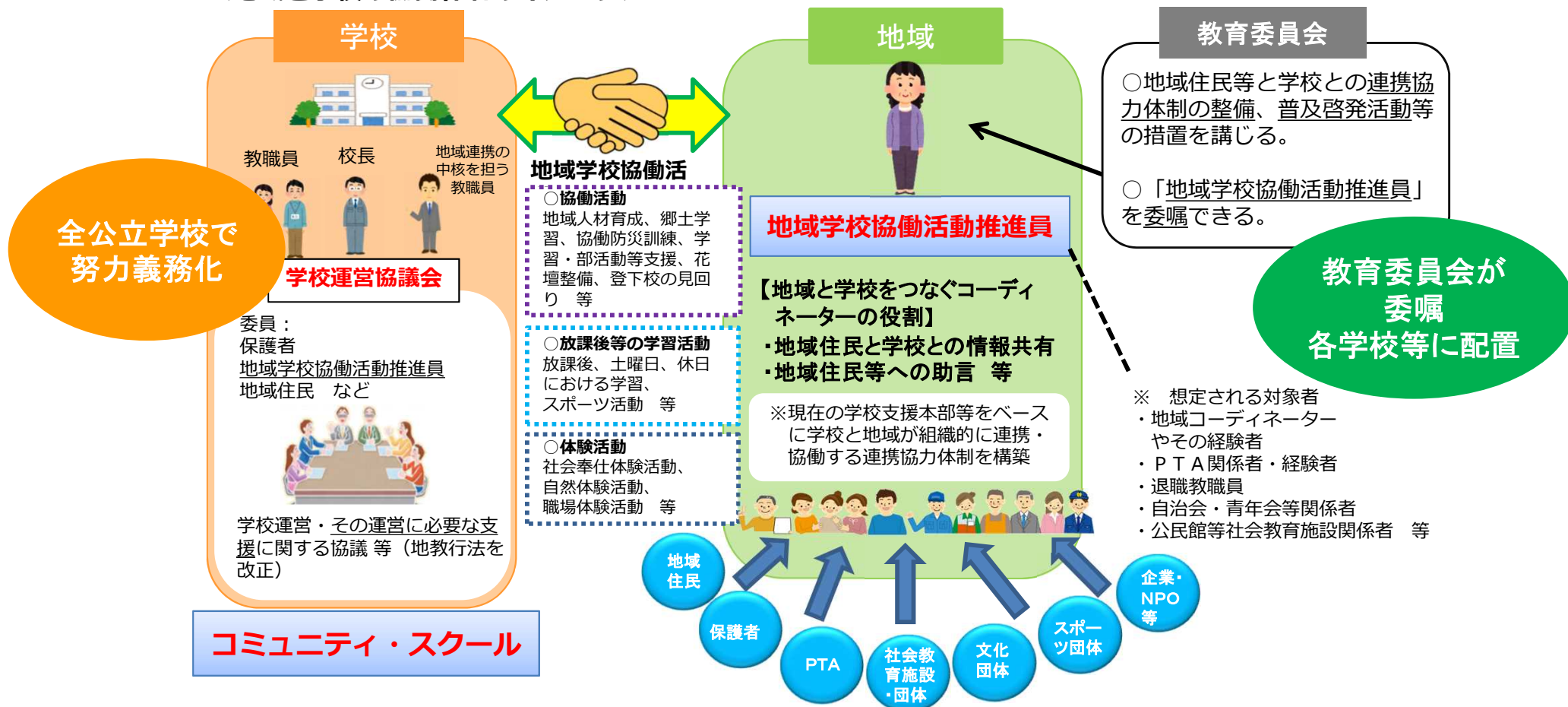
1(1)② 地域とともにある学校づくり ～キーワードは「協働」

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正（地教行法、社教法）

改正の概要（平成29年4月施行）

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会の設置を努力義務化**。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を全国的に推進するため、**社会教育法**を改正し、同活動に関する**連携協力体制の整備**や「**地域学校協働活動推進員**」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、**社会総掛かり**での教育を実現し、**地域を活性化**。

<地域と学校の協働体制のイメージ>



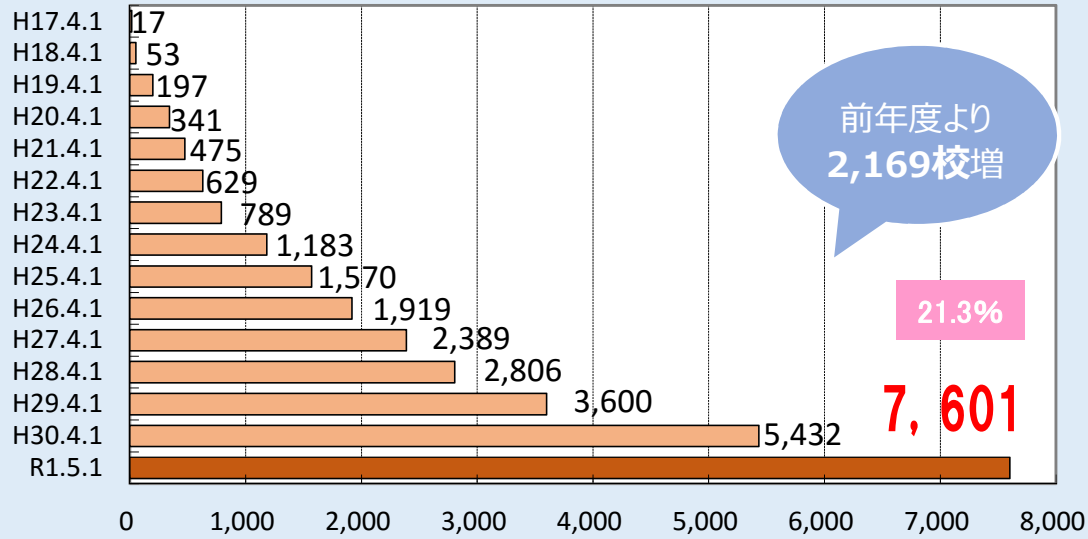
1 (2) ① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

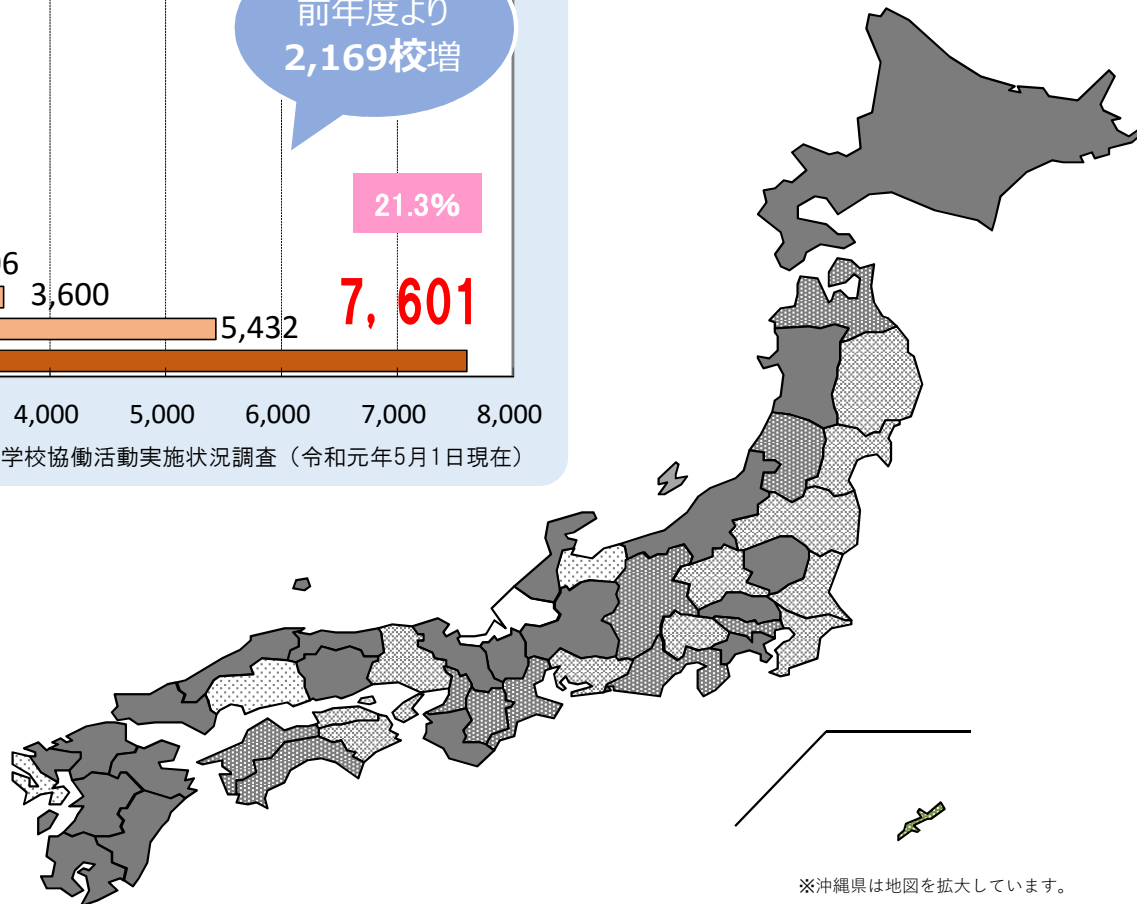
46都道府県内 **7,601校**（令和元年5月1日現在）

（幼稚園197、小学校4,618、中学校2,099、義務教育学校50、中等教育学校3、高等学校507、特別支援学校127）

全国の学校のうち、**21.3%**がコミュニティ・スクールを導入



（出典）文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（令和元年5月1日現在）



コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

【設置率】※

- 20%以上
- 10%以上20%未満
- 5%以上10%未満
- 5%未満
- 設置なし

※母数は令和元年5月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

※沖縄県は地図を拡大しています。

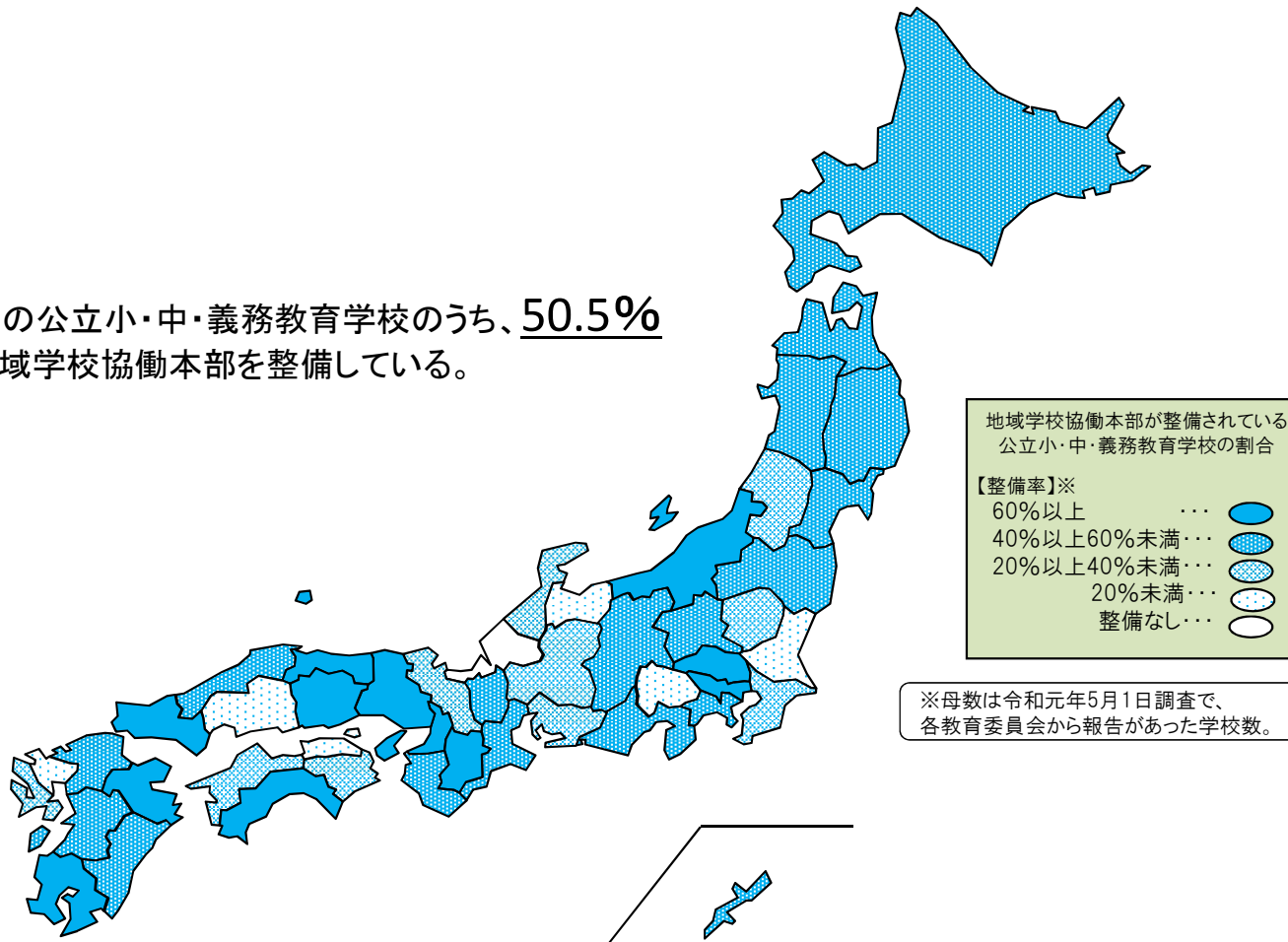
1(2)② 地域学校協働本部の整備状況

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数

46都道府県内 14,390校 (令和元年5月1日現在)

(小学校9,843、中学校4,499、義務教育学校48)

◆全国の公立小・中・義務教育学校のうち、50.5%が地域学校協働本部を整備している。



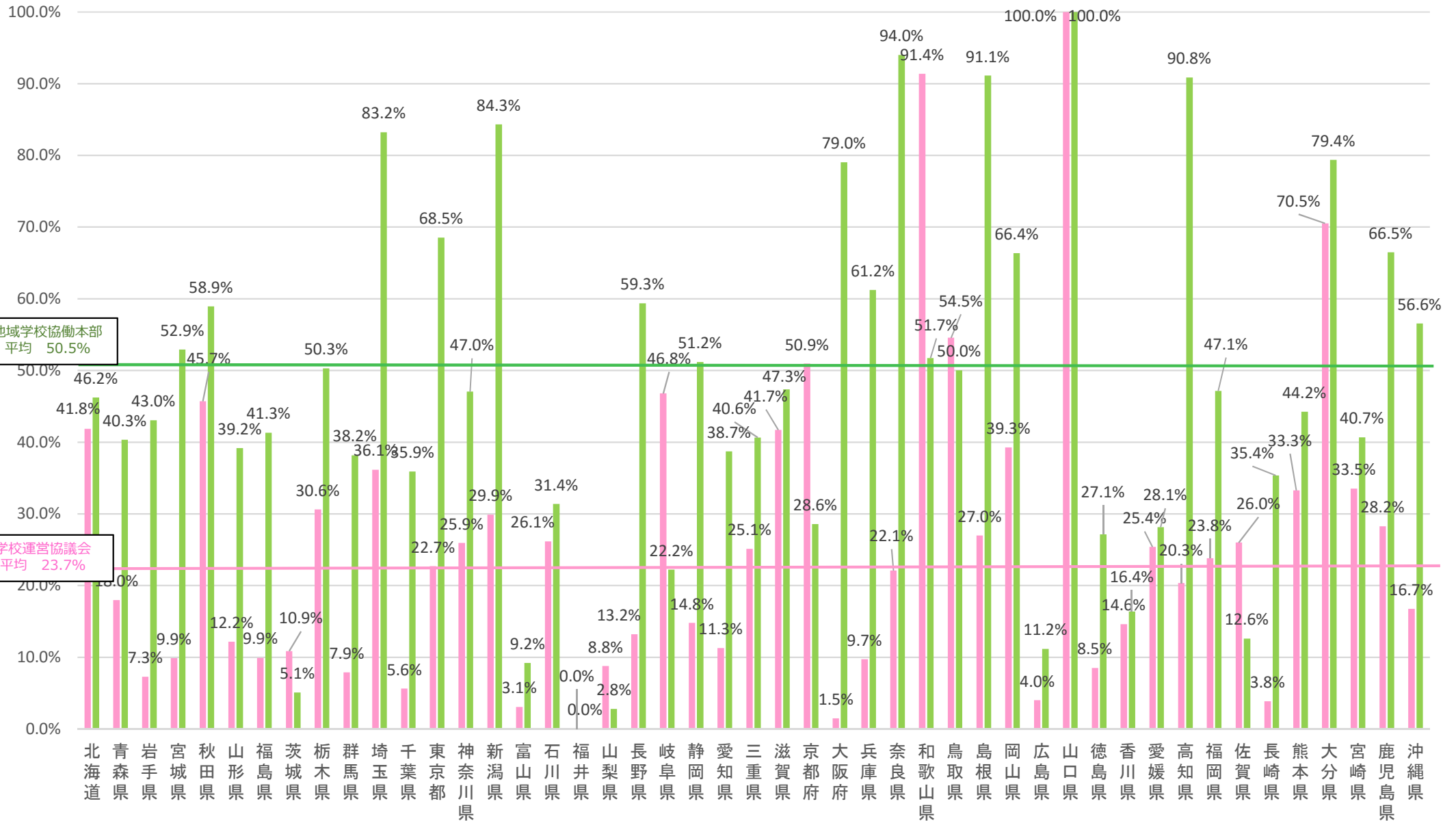
※母数は令和元年5月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

※沖縄県は地図を拡大しています。

※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2019年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定も含む））による。今回調査で定義している地域学校協働本部ではない、地域独自で取組まれている類似の仕組みについては調査の対象外としている。

1 (2) ③ コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率 (都道府県別)

学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数：6,767校（小学校：4,618校、中学校：2,099校、義務教育学校：50校）
 地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,390校（小学校：9,843校、中学校：4,499校、義務教育学校：48校）
 （全国の地域学校協働本部数：9,387本部）



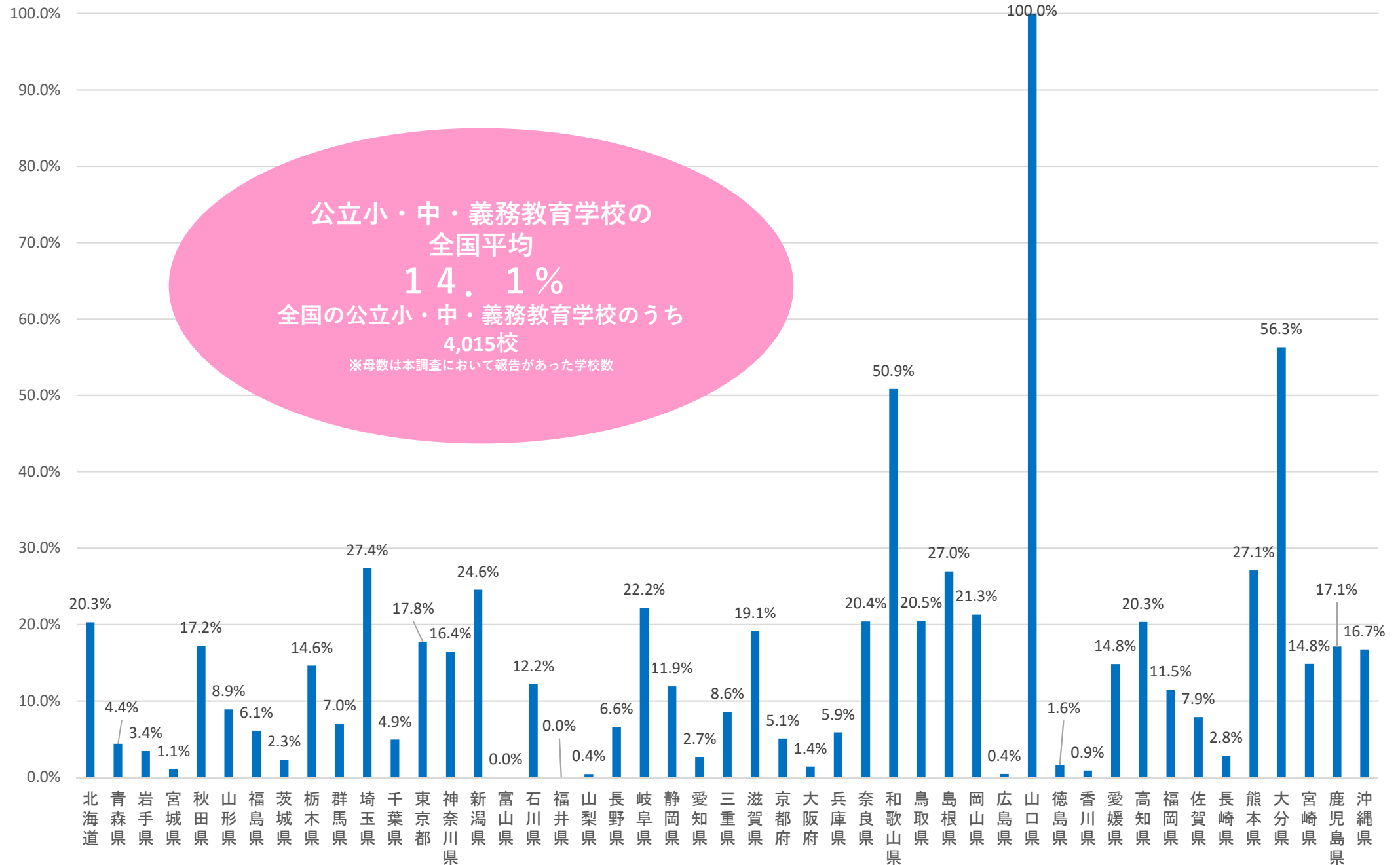
地域学校協働本部
平均 50.5%

学校運営協議会
平均 23.7%

※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては調査の対象外としている。

文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2019年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定も含む））による。

1 (2) ④ コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方の機能が備わっている学校の割合 (都道府県別)



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては調査の対象外としている。

文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査 (2019年5月1日現在 (地域学校協働本部は年度内の予定も含む)) による。

1 (2) ⑤ 地域学校協働活動推進員やコーディネーターの内訳

○ 地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者。統括的な地域学校協働活動推進員は、これらの者を統括する立場の者。

○ 地域コーディネーター

教育委員会が委嘱していないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。統括コーディネーターはこれらの者を統括する立場の者。

委嘱あり

統括的な地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動推進員
134人	5,041人

委嘱なし

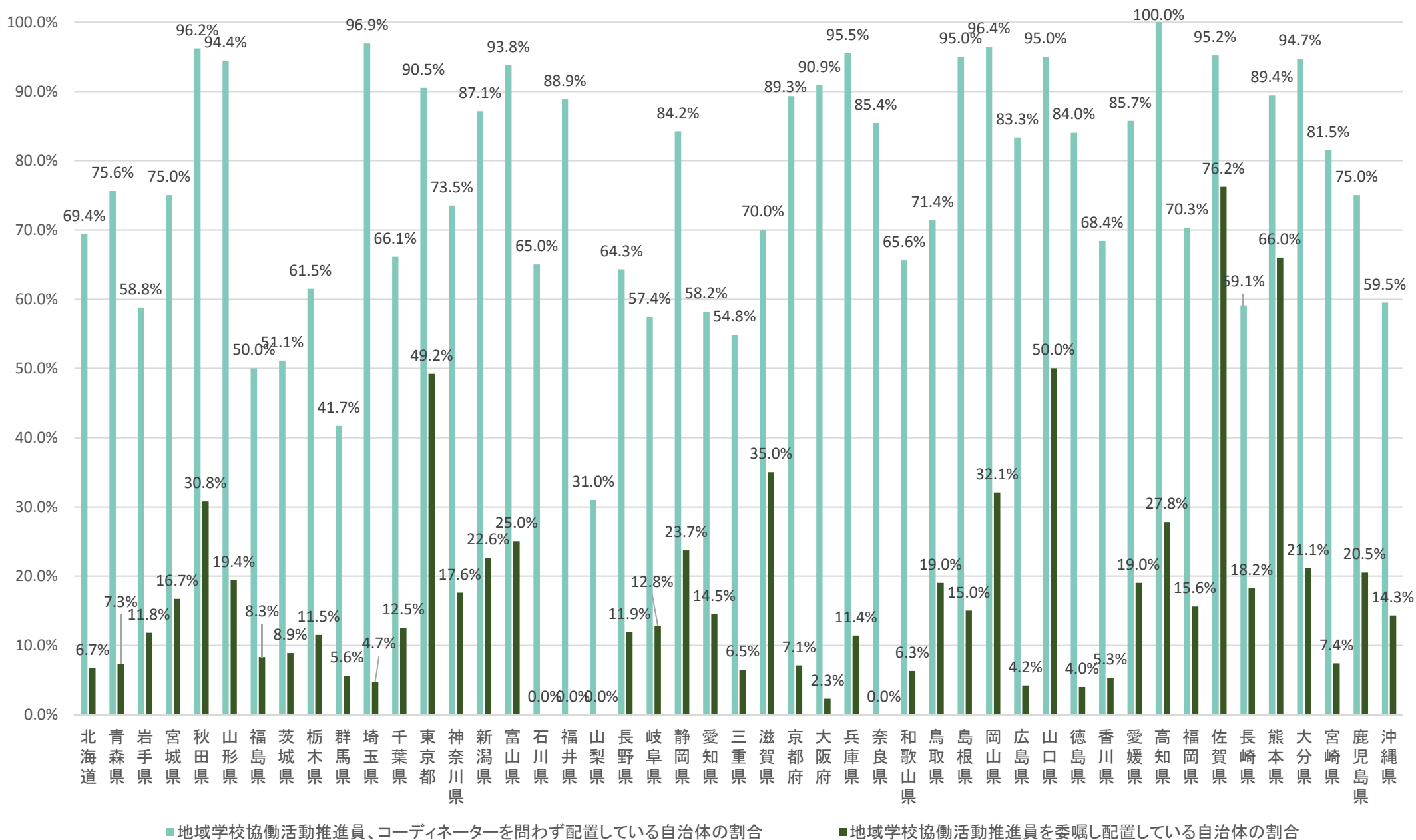
統括コーディネーター	地域コーディネーター
812人	20,626人

合計 (2019年5月1日現在 (年度内の予定を含む))

26,613人

1 (2) ⑥ 地域学校協働活動推進員等の配置状況（都道府県別）

地域学校協働活動推進員やコーディネーターが配置されている自治体の割合と、
このうち教育委員会が委嘱している地域学校協働活動推進員が配置されている自治体の割合の比較



文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2019年5月1日時点（年度内の予定も含む））による。

1 (3) ①「学校における働き方改革」のための地域との連携・協働による取組の実施状況について

「学校における働き方改革」を推進するためには、学校・家庭・地域の連携・協働が不可欠。保護者や地域に対する理解や協力を求めたり、学校行事等について地域も含め見直しを行う自治体は多いものの、**地域人材等との連絡調整を行うコーディネートを活用している自治体は約3割程度に留まっている。**

取組内容	実施率※			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1721)	総計 (n=1788)
保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施する(分野1-⑥)	74.5%	70.0%	59.9%	60.4%
登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応する(分野3-①)	23.4%	70.0%	57.8%	57.0%
放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応する(分野3-②)	14.9%	30.0%	18.3%	18.3%
地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施する(分野3-③)	25.5%	60.0%	31.4%	31.5%
児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得る(分野3-④)	6.4%	20.0%	5.1%	5.3%
校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をする(分野3-⑤)	29.8%	25.0%	10.0%	10.7%
部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図る(分野3-⑥)	97.9%	100.0%	65.2%	66.4%
給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得る(分野3-⑦)	29.8%	30.0%	18.2%	18.7%
授業準備について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図る(分野3-⑧)	55.3%	95.0%	44.7%	45.6%
学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促す(分野3-⑩)	59.6%	70.0%	44.3%	45.0%
学校行事等について、児童・生徒等にとって本当に必要かどうか、本来は学校や地域社会が担うべきものではないか等の視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進めるよう各学校に促す(分野5-⑤)	85.1%	80.0%	61.4%	62.2%

出典：「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」より、地域学校協働活動において取組が可能な項目に関するものを抜粋。
（調査結果については、文部科学省HPに掲載（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00003.htm））

※5つの分野50の取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」とする

1 (3) ② 「学校における働き方改革」のための地域との連携・協働による取組の実施状況から

取組内容	実施率			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1721)	総計 (n=1788)
保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施する(分野1-⑥)	74.5%	70.0%	59.9%	60.4%
学校行事等について、児童・生徒等にとって本当に必要かどうか、本来は学校や地域社会が担うべきものではないか等の視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進めるよう各学校に促す(分野5-⑤)	85.1%	80.0%	61.4%	62.2%

保護者や地域に対する理解や協力を求めたり、学校行事等について地域も含め見直しを行う自治体は多いが・・・

- 「働き方改革」と言えば保護者や地域の方々が「理解」し、「協力」してくれるのか？
- 実際に保護者や地域の方の協力を得て活動を行うにあたって、誰が参加者を取りまとめ、連絡調整をするのか？
- 学校行事や取組について精選することに納得をしてもらえるのか？

1 (3) ③「学校における働き方改革」のための地域との連携・協働による取組の実施状況から

取組内容	実施率※			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1721)	総計 (n=1788)
地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等 の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施する(分野3-③)	25.5%	60.0%	31.4%	31.5%

「働き方改革」を進めるために家庭や地域と連携・協働しても、それが**学校の教職員の負担になるのであれば本末転倒。**

地域学校協働活動推進員や**地域学校協働本部**が中心となって**学校と地域の橋渡しをしていくことが重要。**

全国の地域学校協働活動推進員の数
(地域コーディネーター等含む)
(2019年5月1日現在(年度内の予定を含む))

26,613人

学校・地域の双方にとってメリットのある活動にするために

学校・家庭・地域それぞれのニーズを把握し、適切にマッチングすることが重要。

ニーズを把握するためには、地域のことに限らず、**学校の教育課程や運営についてもしっかりと理解することが必要**



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が必要

1 (3) ④「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

P

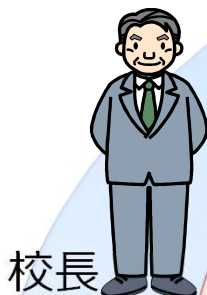
計画

● 学校運営の基本方針の承認

- ・教育課程・組織編成
- ・学校予算・施設管理

● 地域学校協働活動に関する協議

- 何を**目的・目標**にして行うのか？
- どのように行うのか？（**効果的な手段**は？）
- 学校の「**教育課程**」とどう関連付けるのか？



校長

学校運営協議会

【委員】

- ・保護者（PTA）代表
- ・地域学校協働活動推進員、地域住民代表
- ・企業・組織（青年会議所・社会福祉協議会）
- ・接続校の管理職 等

- ・**学校運営**に関する意見
- ・**教職員の任用**に関する意見
- ・地域学校協働活動の改善

<次年度に向けて>

- ・目的・目標の（再）設定・微修正
- ・具体的な手段・方法の工夫・変更
- ・何を**スクラップ**・統合するか？
- ・**新たな課題**への対応をどうするか？
- ・どのように「**業務改善**」を行うか？等

教育委員会

A

改善

地域学校協働本部



幅広い地域住民や団体等の参画

社会教育
施設・団体

保護者

PTA

文化
団体

スポーツ
団体

企業・
NPO

地域学校協働活動推進員

【地域と学校をつなぐコーディネーターの役割】

子供たちが志を果たしていける
未来を目指して

● 地域学校協働活動

（放課後子供教室・地域未来塾等）の評価

- **コーディネーター**機能
- **多様な活動**
- **継続的な活動**

・学校評価（自己評価・学校関係者評価）

・授業評価



D

実行

地域学校協働活動

- ・授業補助
- ・ふるさと学習
- ・課題解決学習
- ・キャリア教育支援
- ・読み聞かせ
- ・登下校の見守り
- ・放課後子供教室
- ・学校行事
- ・地域行事 等

C

評価 14

2. 令和2年度予算案について

- (1) 学校を核とした地域力強化プラン ……16頁
- (2) 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 ……17頁
- (3) 令和2年度予算案のポイント ……23頁
- (4) 委託事業 ……29頁
- (5) その他の文部科学省の取組 ……30頁

◇一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域社会を活性化していくことが重要。

学校を核として地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域の教育力を向上し、一億総活躍社会と地方創生の実現を図る。



地域力強化プラン

・地域の特色ある活動を柔軟に支援
・様々な活動を組み合わせて実施

【地域と学校の連携・協働体制構築事業】 （6,737百万円）

各地方自治体において、地域と学校の連携・協働体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。

【地域における家庭教育支援基盤構築事業】 （75百万円）

地域人材の養成や家庭教育支援チームの組織化など家庭教育支援体制の構築、保護者への学習機会の提供や相談対応・情報提供に加え、児童虐待への対応を含む支援員等に対する研修の強化、保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施など地域における家庭教育支援の取組を推進する。

【地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業】 （338百万円）

「スクールガード・リーダー（防犯の専門知識がある者）」「スクールガード（学校安全ボランティア）」の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。

【地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業】（47百万円）

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【健全育成のための体験活動推進事業】 （99百万円）

宿泊を伴う様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。また、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】 （8百万円）

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

【地域と連携した学校保健推進事業】 （8百万円）

養護教諭の未配置校等に対し、経験豊富な退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣し、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動の展開を図り、地域力の強化につなげる。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「**コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

目標	2022年度までに全小中学校区において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。その際、コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) との一体的な推進を図る。
事業内容	「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「 コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 」と「 地域学校協働活動 」を 一体的に推進 するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。 「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「 地域学校協働活動推進員 」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「 地域学校協働本部 」の整備を推進するほか、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援する。これらの活動を通じ、各地方自治体における地域と学校との連携・協働を進め、 社会全体の教育力の向上及び地域の活性化 を図る。
補助要件	①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること ②地域学校協働活動推進員を配置すること
補助対象	学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化 ① 「学校における働き方改革」を踏まえた活動 ② 地域における学習支援・体験活動



地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を**必須の活動と位置づけ、重点的に補助**を行う。

- 【重点的に補助を行う地域学校協働活動】**
- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
 - ① 登下校に関する対応
 - ② 放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ③ 児童生徒の休み時間における対応
 - ④ 校内清掃
 - ⑤ 部活動
 - 地域における学習支援・体験活動 (放課後等における学習支援活動等)

CSディレクターを活用したコミュニティ・スクールの導入に向けた取組

(地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数 令和2年度予算額(案) 6,737百万円)



文部科学省

導入に向けての問題

- 所管の公立学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入していきたいが、委員となる地域の人材を探さなければならない
- 導入に向けて取り組めば、教職員の負担が増えてしまうのではないのか
- そもそも、何から始めたら良いかわからない

CSディレクターの活用

地域人材の活用により、円滑なコミュニティ・スクールの導入及び推進体制構築を支援

CSディレクターの活用イメージ

<200箇所>

都道府県・市町村
教育委員会

所管の学校へのコミュニティ・スクールの導入を実施する教育委員会の取組に対し補助を行う

推進委員会^{※1}・運営委員会^{※2}

- ① 所管の「全ての学校」においてコミュニティ・スクールの導入を目指し、推進方策を検討
- ② 「地域学校協働活動」との一体的な推進方策を検討

*1:地域と学校の連携・協働体制構築事業において、都道府県・政令市・中核市に設置することとしているもの
*2:地域と学校の連携・協働体制構築事業において、市区町村に設置することとしているもの

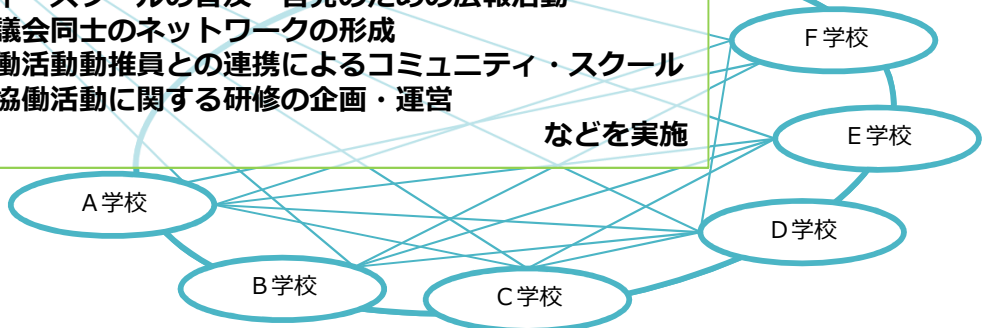
会議への参加

CSディレクター

学校運営協議会の会議運営の補助や、学校間、関係者との連絡・調整など、学校運営協議会に関わる業務を担う地域人材

※CSディレクターは、中学校区に配置、教育委員会に配置など、自治体の実情に応じて様々なケースが考えられる。

- 学校運営協議会設置に向けた会議の運営等、立ち上げに係る業務
- 学校運営協議会における会議内容の企画、協議会開催準備
- コミュニティ・スクールの普及・啓発のための広報活動
- 学校運営協議会同士のネットワークの形成
- 地域学校協働活動推進員との連携によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関する研修の企画・運営



補助対象経費

- CSディレクターへの謝金
 - 先進地視察や文科省主催フォーラム等に参加するための旅費、バス借上料
 - 消耗品
 - 印刷製本費
 - 等
- ※ このほか、推進委員会・運営委員会における研修会等において、コミュニティ・スクールに係る研修を開催し、謝金・旅費等を支出することも可能

活用の効果

- 域内でのコミュニティ・スクールの導入がスムーズに行われ、学校運営協議会が充実する
- コミュニティ・スクールの導入に向けた取組に係る教職員の負担軽減が図られる
- 広報及び研修の充実が図られ、学校と地域の連携・協働に関わる地域人材の発掘や育成につながる

地域学校協働活動との一体的な推進に向けて

- 各教育委員会等で行われる地域学校協働活動に係る推進委員会や運営委員会において、コミュニティ・スクールの導入に向けた議論や一体的推進についても協議が可能
- CSディレクターと地域学校協働活動推進員の連携により、より学校・地域のニーズに応じた活動の展開が可能

地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

(放課後子供教室・地域未来塾)

(前年度予算額 5,924百万円)

(地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数 令和2年度予算額(案) 6,737百万円)



文部科学省

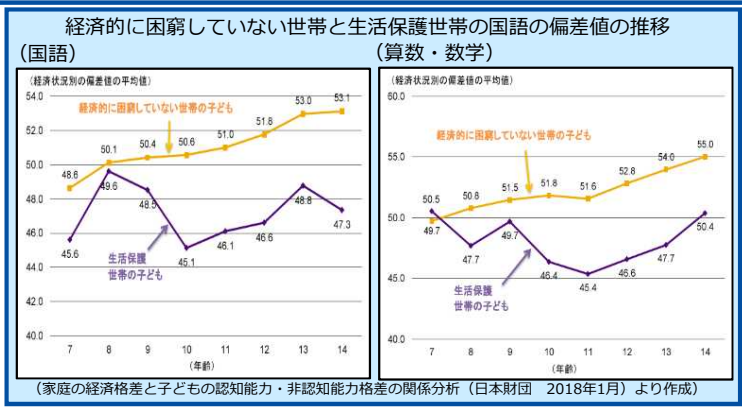
趣旨・目的

全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等

現状と課題

児童生徒や家庭の社会的経済的背景 (SES) と学力には相関関係があるとされている

家庭の事情に左右されず、誰もが学習できる環境づくりが必要



地域学校協働本部において、地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援等を実施

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能



【地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の例】

- ・ 予習・復習、補充学習・ICT (学習アプリ等) を活用した学習
- ・ 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- ・ 大学生等による進路相談
- ・ 実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
- 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

地域学校協働活動*

地域住民等の参画による放課後等の学習支援

全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日、夏休み等に、学校の空き教室や図書室、公民館等において、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習支援等を実施

地域学校協働活動推進員
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協働

学習支援員・協働活動支援員等
(学習支援等の実施、サポート)

参画

退職教員、大学生、地域の高齢者、民間教育事業者等の
様々な地域人材

*地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

2(2)④ 学習支援・体験活動とは

本事業における「地域における学習支援・体験活動」を行うにあたっては、子供たちにとって充実した活動となるよう、以下の点等を踏まえて取り組むことが望まれる。

なお、これらの取組を従来より実施してきた「放課後子供教室」や「地域未来塾」といった活動において実施することも可能である。

※以下に掲げる活動はあくまで一例であり、これ以外にも補助対象となるものはありうる。

学習支援

【学習支援の例】

- ・ 予習・復習、補充学習・ICT（学習アプリ等）を活用した学習
- ・ 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- ・ 大学生等による進路相談 など

地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会の会議等にも参加し、**地域での活動と学校の教育課程との連携を図る**ことで、子供たちの学校での学習内容の定着をはかったり、教師だけでは取り組みにくい活動などにつなげることができる。

(例)

- ・ 学校での教師のねらいを踏まえた宿題時の声かけ、見守りの実施
- ・ 新たな学習内容に対応した活動の実施（パソコンが得意な方を招いてのプログラミング学習や、地域の外国の方を招いての英語学習など）



体験活動

【体験活動の例】

- ・ 理科実験・工作教室、芸術教室
- ・ 地域の特徴を活かした体を動かす伝承遊び体験活動
- ・ 地域のスポーツ団体等と行うスポーツ体験活動
- ・ 農業体験や地域探検など地域の資源を活用した自然体験学習
- ・ 地域の企業等の協力のもと行う社会体験活動 など

地域の多様な人々と連携・協働しながら、**地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、子供たちの豊かな体験の場**とすることが重要。

(例)

- ・ **伝統文化親子教室事業（文化庁）**を活用し、地域の伝統文化等に関する活動を体験する機会を提供。

（詳細は資料9）

- ・ 地元の高校生がボランティアで協力するスポーツ体験プログラムの実施。
- ・ **総合型地域スポーツクラブ**との連携によるスポーツ体験会等の実施。
- ・ 学校の近隣の畑を利用した種まきから収穫までの通年にわたる農業体験。



2(2)⑤ 地域学校協働本部とは

地域学校協働本部 の定義 (中教審答申より)

- 社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い**体制**。

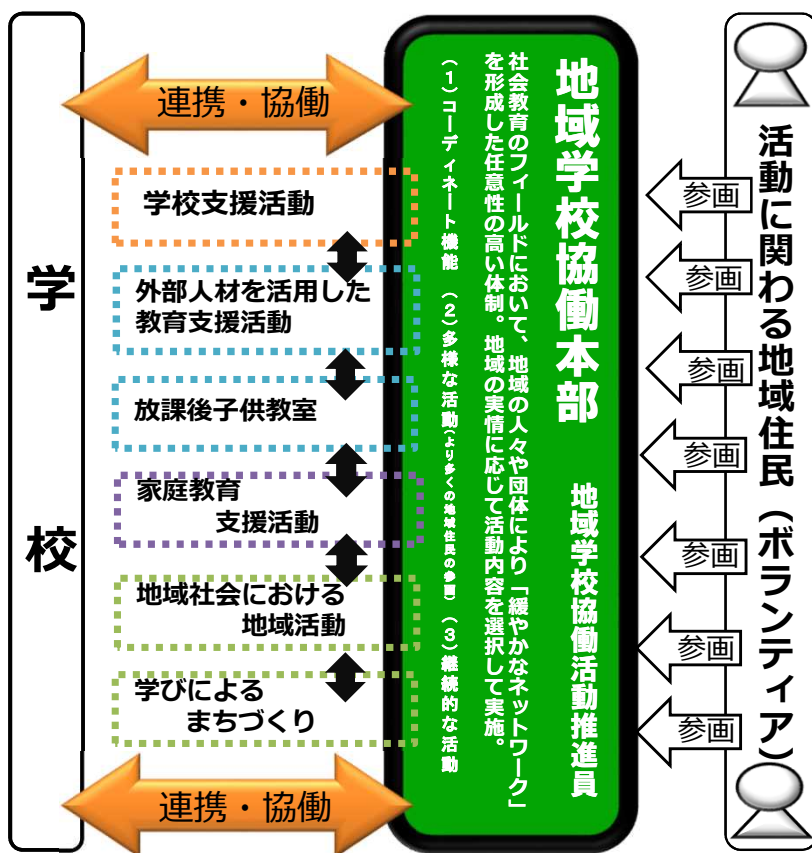
【地域学校協働本部の3つの要素】

- ①コーディネート機能
- ②多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

体制（ネットワーク）なので、3要素が揃っていれば、必ずしも会議体や事務所を設けないといけないものではない

- 地域と学校が子供たちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、取組を以下の方向へ発展させていく
 - 「支援」 → 「連携・協働」へ
 - 「個別の活動」 → 「総合化・ネットワーク化」

イメージ



なぜ地域学校協働本部を整備するのか？ ～3つの要素から～

①コーディネート機能

- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター含む）を中心に、地域学校協働活動全体としての目標・ねらいが共有できる。
- 様々な分野に強みを持つ人々が集うことにより、コーディネーター個人を超えた、より広い地域人材の確保・ネットワークの構築が可能に。

②多様な活動

- 多様な人材・活動がつながることにより、興味関心や思いを同じくする仲間ができ、そこから新たな活動が生まれる。
- 実施する活動が多種多様なものになることにより、参加できる活動やメニューが広がるため、活動に参加できる子供や地域の方が増える。

③継続的な活動

- 関係する様々な人材が有するネットワークを活用できるため、コーディネーター個人の人脈に依存せず、継続的に活動することが可能に。
- 様々な活動・人材の情報を共有できるため、活動間での偏り（参加される地域の方の人数、開催場所、時間等）を調整し、安定的に活動が可能に。

2(2)⑥ 補助事業上の人員の役割イメージ

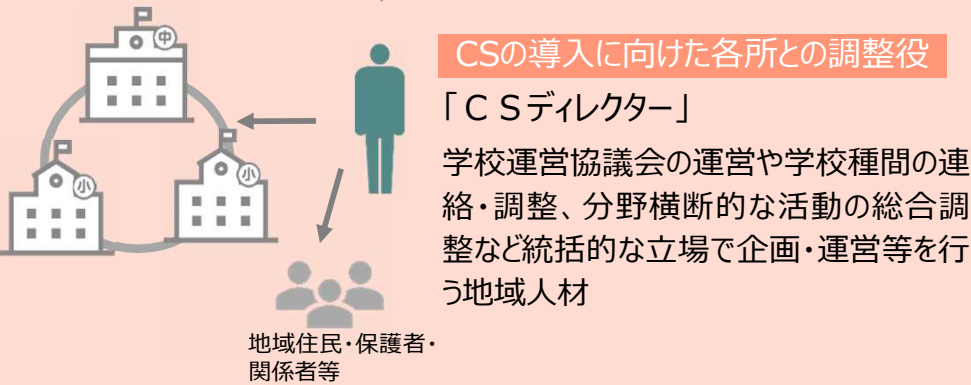
地域と学校の連携・協働体制を構築するため、地域の実情に応じて、補助事業上の実施要領に示す人員を配置しながら、コミュニティ・スクールの導入及び地域学校協働本部の設置に向けて取り組むことができる。

※以下のイメージは予算積算上のモデルであり、これ以外の体制もあろう。

コミュニティ・スクールの導入に向けた取組

「CSアドバイザー」 域内へのCS導入に向けた活動のアドバイザー
学校運営協議会の立ち上げや推進体制の構築、円滑な実施に向けて助言を行う者

アドバイス



域内の全ての公立学校への
コミュニティ・スクールの導入

地域学校協働活動の実施

「統括的な地域学校協働活動推進員等」 **コーディネーターのまとめ役**
地域学校協働活動推進員等のうち、各員間の連絡調整や、助言・指導、人材発掘・確保等の**統括的な役割を担う者**

地域学校協働本部

域内の地域学校協働本部を統括

コーディネーター 「地域学校協働活動推進員等」
域内の地域学校協働活動の**総合的な調整役を担う者**
(社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員若しくは地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター。)

地域学校協働活動の実施

活動の企画、学校や地域住民との連絡・調整

活動のリーダー

「協働活動支援員」
地域学校協働活動の支援を実施する者

学習支援を実施

「学習支援員」
特別な知識や経験等を活用し、協働活動支援員では行うことのできない学習支援を実施できる者

「協働活動サポーター」

プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者

「特別支援・共生社会サポーター」

特別な配慮を必要とする子供達の活動をサポートする者

活動を補助

障害者や外国人児童生徒への対応

多様で継続的な活動の実施

地域学校協働活動の充実

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するための体制の構築

2(3) 令和2年度予算案のポイント①

中教審答申(平成27年12月)及びそれを踏まえた社会教育法・地方教育行政法の改正に基づき、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を図るため、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」と名称を変更。

※ 概算要求時点から、事業内容等についての変更はない

※ 別添交付要綱、実施要領、様式等参照

(1) 補助要件の設定

要件①：コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

⇒ 地教行法に規定する「学校運営協議会制度」をいう。

⇒ 令和2年度から「検討を始める」場合も可とする。

⇒ 市区町村単位での計画で可。

要件②：地域学校協働活動推進員を配置すること

⇒ 地域学校協働活動推進員に準ずるもの(地域コーディネーターなど)も含む。

※両補助要件を満たす必要あり。

2(3) 令和2年度予算案のポイント②

(2) 補助対象となる活動の重点化

※ 別添交付要綱、実施要領、様式等参照

○学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化

活動①: 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

活動②: 地域における学習支援・体験活動 ※ 活動①、②のいずれかのみでも補助対象とする予定

⇒ 上記趣旨を踏まえた放課後子供教室における取組も補助対象。

⇒ 学校の授業支援等も働き方改革に資するものは補助対象。

※ 地域学校協働活動推進員や学習支援員等に係る諸謝金などを計上。

働き方改革を踏まえた活動とは・・・

→ 中教審答申(H31. 1. 25)や「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」も参考に。

※ 上記にあげられていない項目でも、「働き方改革」に資する取組であれば補助対象。

取組内容

登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応する(分野3-①)

放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応する(分野3-②)

児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得る(分野3-④)

校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をする(分野3-⑤)

部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図る(分野3-⑥)

給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得る(分野3-⑦)

授業準備について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図る(分野3-⑧)

学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促す(分野3-⑩)

2(3) 令和2年度予算案のポイント③

(3)「地域学校協働活動」の総合化・ネットワーク化のための体制整備

・地域学校協働本部の設置促進(7,000本部→8,000本部)

・地域学校協働活動推進員の配置促進(21,000人→24,000人)

※ 「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月閣議決定)」や「第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)」を踏まえ、2022年までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を整備。

※ 「『学校における働き方改革』を踏まえた活動」「地域における学習支援・体験活動」といった個別の取組を、地域学校協働活動推進員等のコーディネートのもと、総合的に実施。

(4)コミュニティ・スクールの導入に向けた支援

・CSディレクターの配置(200か所)

※ 平成31年度「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」の市町村向けメニューのうち、CSディレクターの配置に係る謝金や視察旅費を補助。

※ 推進委員会については、地域学校協働活動と一体的に検討するものとして、コミュニティ・スクール単独の推進委員会を設ける経費は計上していない。

※現在、財務省との協議過程にあり、今後変更の可能性もあり得る。

2(3)④令和2年度補助事業の査定方針について

○査定方針について

財務省との予算の折衝過程における指摘や、施策の推進の観点から現時点において考えている査定方針は以下のとおり。

※査定実施の有無は予算額と申請額を考慮して決定するものであり、現時点において確実に実施するというものではない。

【査定項目(案)】

- ・域内の公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入状況
- ・来年度におけるコミュニティ・スクールの導入予定
- ・地域学校協働本部の設置率及び対象となる学校のカバー率
- ・地域学校協働活動推進員等の配置状況

2(3)⑤令和2年度補助事業の査定方針について

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

「地域と学校の連携・協働体制構築事業」は、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用対象事業としたことから、本事業に企業版ふるさと納税を活用する場合には、その寄付額については、本補助金の地方負担部分に参入して構いません。

また、企業版ふるさと納税を活用し、地域学校協働活動の効果的な実施やコミュニティ・スクールの導入など活用する場合には、補助可能額の査定においてプラス評価をすることとします。

※仮申請書のご提出の際に別途様式を設け、照会予定(追って御連絡します)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の概要

志のある企業が地方創生を応援する税制(平成28年度から令和元年度までの特例措置)
⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について税額控除の優遇措置

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいように
 - ・税負担軽減のインセンティブを2倍に
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

地方公共団体が設置した基金の確立にて寄附金を充てることにより、複数年度間で事業費と寄附額の調整が可能【平成31年度～】

例) 100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減
2倍に
通常の軽減効果
損金引入(約3割) 税額控除(3割)

制度活用の流れ

- ①地方公共団体が地方版総合戦略を策定
○市総合戦略
○事業
△事業
◇事業
- ②地方公共団体が地域再生計画^{※1}を作成
地方創生を推進する上で効果の高い事業
- ③計画の認定
地方創生関係交付金との併用可能【平成31年度～】
内閣府
- ④寄附^{※2}
- ⑤税額控除
企業
国(法人税)
企業が所在する自治体(法人住民税・法人事業税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
※2 本誌が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定実績(令和元年度第3回認定後) 676事業 総事業費1,344億円 40道府県388市町村
年3回(平成30年度は、7月、11月、3月)認定

※地方創生応援税制についての詳細は以下HPよりご確認ください。

【企業版ふるさと納税ポータルサイト】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

2(3)⑥ 学校運営協議会の設置に関する地方財政措置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

<具体的な措置内容>

令和2年度 文教関係地方財政措置(予定)

◇学校運営協議会の設置

学校運営協議会を設置する学校に対し、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費として、積算上、学校運営協議会委員報酬及び会議費等を措置



【留意点】

地方財政措置される以下の費用は本補助金の補助対象外となる

- ・学校運営協議会委員報酬
- ・会議費

目的

学校を核として地域力の強化を図るためには、保護者や地域住民が学校や子供たちの教育活動に参画し、支援をするだけでなく、学校が地域コミュニティの中核となる双方向の協働体制の構築を図るとともに、企業・団体等が協力して学校を核とした関係者のネットワークの構築を図る必要があることから、先進モデル開発のための実証的な共同研究等を行う。

事業概要

（1）学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究

- これまで実施した調査研究や既存の多様な調査結果やデータ（全国学力学習状況調査等）を再分析し、各地域において総合的かつ継続的に地域と学校の連携・協働の効果、地域における教育力の状況を把握することができるよう**ポートフォリオモデルを作成**。
- さらに、**（2）フォーラムや（3）設置・拡充事業のほか、CSマイスター派遣事業とも連携**し、ポートフォリオの効果的な活用方法を確立。

それぞれの取組を
連携させながら実施

（2）地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催

- 地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした**フォーラムを開催**。
- 関係者同士のネットワークを構築するとともに、取組を全国に広げ、全ての子供たちにおける教育活動の質向上を図る。
- 東京、栃木等での開催を予定。

（3）学校運営協議会と地域学校協働本部の設置・拡充に向けた調査研究事業

- 変わりゆく社会の仕組みや新しい教育体制の中で、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置が少ない学校種や設置者の異なる学校同士の連携・協働の在り方について、学校運営協議会や地域学校協働本部の果たす役割や効果的かつ効率的な運営方法・推進方策についての調査研究を行い**モデルを構築し、全国への普及を図る**。

目標

- 全ての公立学校における学校運営協議会制度の導入
- 全小中学校区における地域学校協働活動の実施

**「社会に開かれた教育課程」の実現
に向けた基盤となる体制の構築**

2 (5) ① コミュニティ・スクール推進員 (CSマイスター) について

CSマイスター派遣制度

全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、自治体に対して導入や推進に向けた積極的な支援を行っています。その一環として、コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や学校運営協議委員等をCSマイスターとして委嘱し、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を推進する教育委員会や学校関係者等に対する継続的な助言及び支援を行っています。

*CSマイスター派遣の流れ等について

「学校と地域でつくる学びの未来HP」の中の
「コミュニティ・スクール推進員 (CSマイスター) 派遣事業」で紹介

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

学びの未来



令和元年度コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)名簿 (32名)

赤松 梨江子	東みよし町立三加茂中学校 事務室長	小見 まいこ	NPO法人みらいずworks 代表理事
畦地 和也	黒潮町教育委員会 教育長	鈴木 廣志	栃木市立大平中央小学校 校長
新谷 さゆり	白川村教育委員会事務局 社会教育主事	相田 康弘	山口県教育庁義務教育課やまぐち型地域連携教育推進班 主査
安齋 宏之	本宮市立五百川小学校 校長	高木 和久	びわこ学院大学 非常勤講師
井上 尚子	杉並区立天沼小学校学校運営協議会 会長職務代理者	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
今泉 良正	石巻市教育委員会学校教育課 石巻市コミュニティ・スクールマイスター	玉利 勇二	都城市立五十市中学校 校長
今村 隆信	純真短期大学 特任教授	出口 寿久	北海道科学大学 教授
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 地域コーディネーター 河内長野市立美加の台小学校学校運営協議会 副会長	西 孝一郎	京都光華女子大学 准教授
大山 賢一	新潟薬科大学 非常勤講師	西村 久仁夫	一般社団法人コミスクえひめ 代表理事
梶原 敏明	大分大学COC+推進機構 統括コーディネーター	布川 元	元大石田町教育委員会 教育長
風岡 治	愛知教育大学 准教授	野澤 令照	宮城教育大学 学長付特任教授
岸 裕司	秋津コミュニティ 顧問	萩本 善三	同志社大学免許資格課程センター教職課程指導相談室 アドバイザー
黒瀬 忠行	中土佐町立上ノ加江小学校 校長	増淵 広美	神奈川県立総合教育センター教育相談部教育相談課 教育相談専門員
小西 哲也	兵庫教育大学 教授	宮田 幸治	府中市教育委員会学校教育課 主幹
木本 育夫	光市教育委員会 山口県地域連携教育エキスパート・地域連携教育アドバイザー	森 保之	福岡教育大学教職大学院 教授
		森谷 正孝	NPO法人子どもたちと共に学ぶ教室シニアスクール 副理事長
		四柳 千夏子	一般社団法人みたかSCサポートネット 代表理事

※ 令和2年度以降のCSマイスターについては、現在調整中。

2 (5) ② コミュニティ・スクール 地域学校協働活動

～ 学校と地域でつくる学びの未来ホームページ (文部科学省) ～

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページをリニューアルしました。

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になれる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

学校と地域でつくる
学びの未来
School Home Community

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問い合わせ

2文字以上のキーワードを入力 検索

自治体の方 | 学校教職員の方 | 地域学校協働活動推進員 (コーディネーター)の方 | 保護者・地域の方 | 企業・団体の方

ホーム | 国の取組 | 全国の取組事例 | 企業等による教育プログラム | 関連資料・パンフレット

地域みんなの力で
子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。

一時停止

未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学びの未来“で検索

2 (5) ③ 土曜学習応援団について

土曜学習応援団について

～出前授業等を見つけるためのプラットフォーム～

平日可能な
出前授業も
多数!

文部科学省では、平成26年4月より子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、土曜日をはじめとして、夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進。（令和2年1月段階で793団体が賛同）



土曜学習応援団に賛同した
様々な企業・団体・大学等

教育活動への協力依頼

学校・教育委員会
地域の教育団体等



ホームページ等による
応援団の情報提供



土曜学習応援団・WEB

* 賛同企業等の一覧や各企業等の取組を
「学校と地域でつくる学びの未来HP」の中の
「企業等による教育プログラム」で紹介
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>



学びの未来

* 幼稚園・保育園～高校までを対象、他に、親子での参加も可能
* 土曜日をはじめとして夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等を対象

☀️ 土曜学習応援団が、出前授業等の講師として参加している事例



化学の不思議を伝える
「化学実験教室」



災害に備える力を養う
「防災教室」



地球温暖化を考える
燃料電池を使用した
「発電実験教室」

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（放課後子供教室・防災活動）の取組事例

小中一貫教育とコミュニティ・スクール（埼玉県久喜市太東学園≪太田小 久喜東小 太東中≫）

コミュニティ・スクール導入の目的：「地域総がかり」で地域の子供たちを育てる
 太東学園は「地域立」の学校として、9年間をつないで「学力」「社会力」「人間力」の「生きる力」を育む

太東学園コミュニティ・スクール委員会

太東学園

太田小

学校運営協議会

久喜東小

学校運営協議会

太東中

学校運営協議会

コーディネーター

太東学園 学校応援団

学習支援部	環境整備部	安全見守り部	広報部	企画運営部
<ul style="list-style-type: none"> 指導補助 部活動補助 土曜の学習 読み聞かせ 	<ul style="list-style-type: none"> 花壇整備 校庭整備 修繕・美化 樹木整備 	<ul style="list-style-type: none"> 登下校の安全指導 あいさつ運動 防災活動 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌発行 HP更新 広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> HOTフォーラム企画運営 学校・地域行事支援

放課後子供教室実施委員

人材(財)バンク

地域住民 保護者 企業 各種団体
 公民館 図書館 高校 等

3校の学校運営協議会委員が学期ごとに集まり、各校の情報共有や、学園共通の事業・取組の検討

太東学園の取組

HOTフォーラム

地域住民、保護者、教職員が集まり、よりよい学校づくりについて意見交換



放課後子供教室

地域ボランティアにより、学習や自然観察・体験など多様な講座を開設



合同防災訓練

太東学園の地域が一体となって訓練に取り組む



土曜の学習

地元出身アスリートによるスポーツ体験プログラムや漢字・数学検定等



2小学校で学力向上の取組(国語・算数・英語など)や季節の行事に関する活動、環境整備部で整備したビオトープ等での自然観察などを実施

小学生によるDIG(災害図上訓練)や中学生参加の地域防災訓練の実施

○成果

- 学校に対する地域の理解が深まり、ボランティアに参加する地域の方が増えることによって、教職員との交流が深まった。同時に、地域の活動に参加する児童生徒も増えた。
- 防災活動では、大人・子供それぞれの目線から危険箇所についての認識を深め、地域の防災に関する意識が高まった。

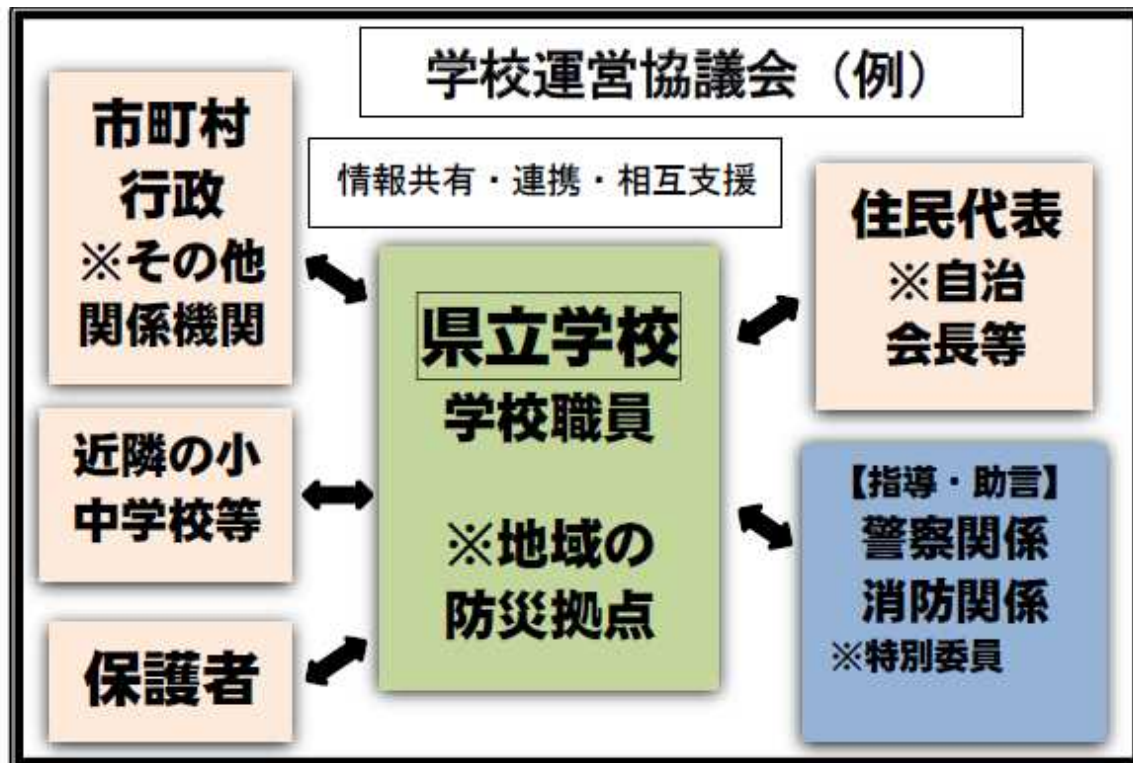
それぞれの学校に学校運営協議会を設置しつつ、連携体制をつくることで小中一貫教育を推進

県立学校における防災型コミュニティ・スクール（熊本県教育委員会）

熊本地震を経験した児童生徒の学習意欲及び防災意識の高揚と、地域と一体となった災害時の連携体制の構築

【学校運営協議会委員（案）】

- ・市町村行政関係者（避難所運営に関する連携窓口）
（ボランティアに関する情報提供）
- ・住民代表：自治会長等（避難所でのまとめ役等）
- ・保護者代表（災害時の生徒への学習支援方法等の検討）
（学校職員との連携体制）
- ・近隣小中学校等関係者（避難所設置を想定した連携体制）
- ・学校職員（協議全般に関する事項の提案、検討等）
- ・警察関係、消防関係（災害時の避難等に関する連携等）
【※特に必要とする場合に、課や係で対応】



【学校運営協議会での協議事項（案）】

- 熊本型防災教育：自主的に学び、考え、行動できる児童生徒の育成（熊本地震経験からの学習意欲及び奉仕精神の高揚）
- 県立学校を中心とした地域防災システム：地域（住民、小中学校等）と学校の相互支援、市町村行政等との連携体制

- 1 災害時の学習支援体制の構築及び、自主的かつ協働的に活動できる生徒の育成を目指した教育課程の検討
- 2 熊本地震を踏まえた各校独自の「防災教育」の設定（地域マップ作成、防災をテーマとした探究活動等）
- 3 避難所として学校を活用する際の、地域住民と学校関係者の協力体制確認（避難者の自治等）
- 4 避難所運営の際のマニュアルの作成及び情報共有（近隣避難所[小中学校等]との連携、市町村との連携、避難所閉所までの想定等）
- 5 市町村行政及び警察・消防との災害時の初期対応の連携体制確認（県立学校を中心とした周辺域災害時シミュレーション）

3. 予算執行及び申請スケジュールについて

- (1) 事業実施における注意事項** ……**36頁**
- (2) 事業のスケジュール** ……**42頁**

【要注意：不適切経理について】

不適切経理(返納)案件が多発しています。

- 実績報告書提出前の確認を強化(複数名による確認を)
- 都道府県においては、間接補助先が提出する会計書類を、文科省に提出する前にしっかりと確認することが必要

〈よくある「不適切経理」の事例〉

- 謝金の二重払い、過払い(出勤簿等の確認漏れや、放課後子供教室の標準的な日数・時間を超えた支出など)
 - 消耗品の年度末執行(年度末における年度内に使用しないコピー用紙の大量購入など)
 - 補助対象外経費に該当する支出(備品、子供たちの保険料、修繕費、料理教室等における子供たちの食材費など)
 - 補助金担当者と事業実施担当者が異なることによる実績報告書の誤り
- 不適切経理が発生した場合は、全ての会計書類の提出を求めます。

3 (1) 事業実施における注意事項②

【会計実地検査における会計検査院からの指摘】

会計検査院による実地検査において、以下の事案について指摘され、返還措置を講ずることとされています。

〈事案の概要〉

- ① 地域学校協働活動推進員への謝金の支払いについて、実際の活動時間に謝金単価を乗じた金額のみを国庫補助対象としていたところ、実際には活動していない時間(有給休暇等)を含めて補助対象経費を算定していた。
- ② 放課後子供教室を児童館で実施する際、児童館職員を「放課後子供教室に従事させる者」として兼務させていたが、児童館職員として勤務している時間と放課後子供教室に従事している時間との切り分けができおらず、実際に従事した時間に基づかない方法で謝金の支払金額を算定していた。
- ③ 年度の途中までは実績額を計上していたものの、年度の途中以降は支出見込額を実績として実績報告書に計上し、実際の支出額が報告書における補助対象経費とは異なる額となっていた。

【備品について】

〈備品と消耗品の違い〉

備品は「1個当たりの金額が3万円以上」です。3万円未満のものは消耗品となります。

ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではありません。(参照:学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領)

【補助対象外経費について】

〈修繕費〉

学校設備などの修繕費は補助対象外です。

※ 放課後子供教室及び平成27年度と28年度補正予算に係る補助金で購入した備品に対する修理費用は、国庫補助率1/3の補助金において、補助対象経費として計上いただいでかまいません。ただし、「雑役務費」として取り扱うこととします。

3 (1) 事業実施における注意事項④

よくある質問

【補助対象外経費について】

〈謝金〉

日誌や活動記録などで活動時間が確認できない地域学校協働活動推進員や協働活動支援員、協働活動サポーター等への謝金は補助対象外経費です。

※謝金を補助対象経費として計上する場合は、出勤簿(活動時間が確認できるもの)、領収書(又は支出命令原義書)等の関係書類を保管しておく必要があります(外部に業務委託を行う場合も同様です)

例①コーディネーターの謝金単価が地方公共団体の規定により、活動時間に関わらず1日当たり2,000円と定められており、出勤簿での活動時間管理を行っていない。

本コーディネーターに係る謝金は、全額補助対象外

例②コーディネーターの謝金単価が1時間当たり1,480円であるA市において、活動時間に関わらず、毎月30,000円の謝金を支払っている。

ある月の活動時間:20時間 → $1,480円 \times 20h = 29,600円$ ⇒ 29,600円が対象経費で、残りの400円は対象外経費

ある月の活動時間:25時間 → $1,480円 \times 25h = 37,000円$ ⇒ 全額(30,000円)が対象経費

【補助対象外経費について】

よくある質問

〈会議費〉

会議のための茶菓子^①は補助対象外経費です。補助対象経費となるのは出席した人数分の水又はお茶代のみであり、コーヒーやジュース等も補助対象外経費^②です。(カウントできないお茶の葉やコーヒーの粉は補助対象外)

※ 自治体の会計規則等において別途定めがある場合は対象経費として認められる場合があります。その場合、文部科学省まで当該会計規則等の提出が必要となりますので、御用意ください。

また、イベント参加者に対してペットボトルのお茶を配布したような場合は、会議費に当たりませんので、補助対象外経費です。(熱中症対策であっても、事前・事後に全員に配布するお茶は、会議費の対象とはなりません)

※ 会議費を補助対象経費として計上する場合は、開催通知、出席者一覧、議事録等の関係書類を保管しておく必要があります(出席者の数と、購入したペットボトルの数が一致する必要があります)

〈保険料〉

活動に参加する子供たちの保険料、ボランティア等の雇用保険は、補助金の対象外です。

※ 保険料を補助対象経費として計上する場合は、保険加入者一覧等の関係書類を保管しておく必要があります。

3 (1) 事業実施における注意事項⑥

【補助対象外経費について】

よくある質問

〈旅費・交通費〉

活動に参加する子供たちの旅費・交通費は対象外です(受益者負担)。また、コーディネーターや教育活動推進員など謝金の支給対象者であっても、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則補助対象外です。

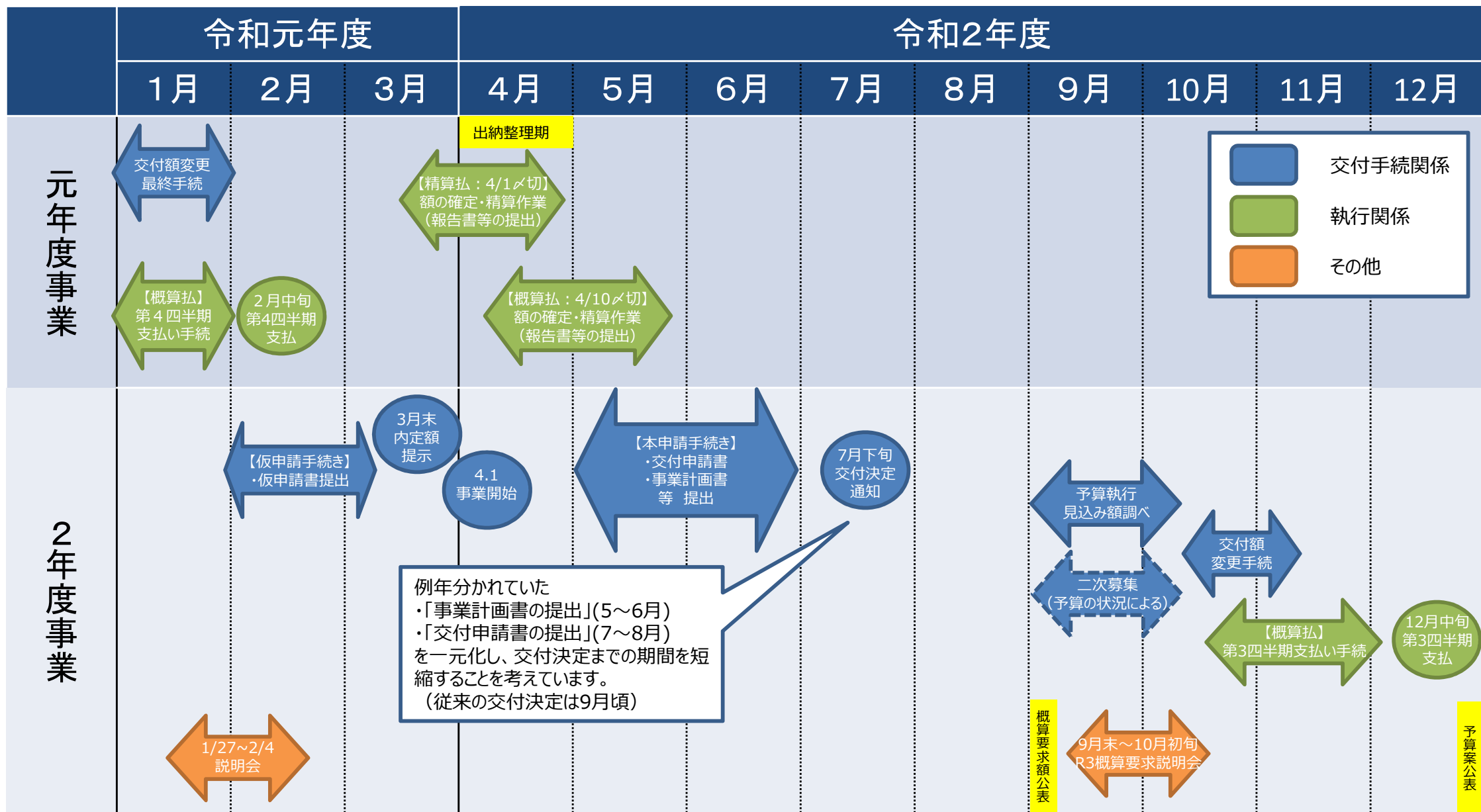
〈教材費〉

参加する子供たちの工作教室における材料費、料理教室における材料費(食材費)などは、要綱上補助対象となりません(受益者負担)。

〈消耗品〉

本事業は単年度事業であるため、次年度準備のための消耗品の購入は補助対象となりません。

3 (2) 「学校を核とした地域力強化プラン」 今後のスケジュール (予定)



交付手続関係

執行関係

その他

※1 令和元年度事業に関して、実績報告書は「補助事業を完了した日から30日を経過した日又はR2.4.10のいずれか早い日」が提出期日となっています。これを過ぎた場合は要綱違反となりますので御留意願います。

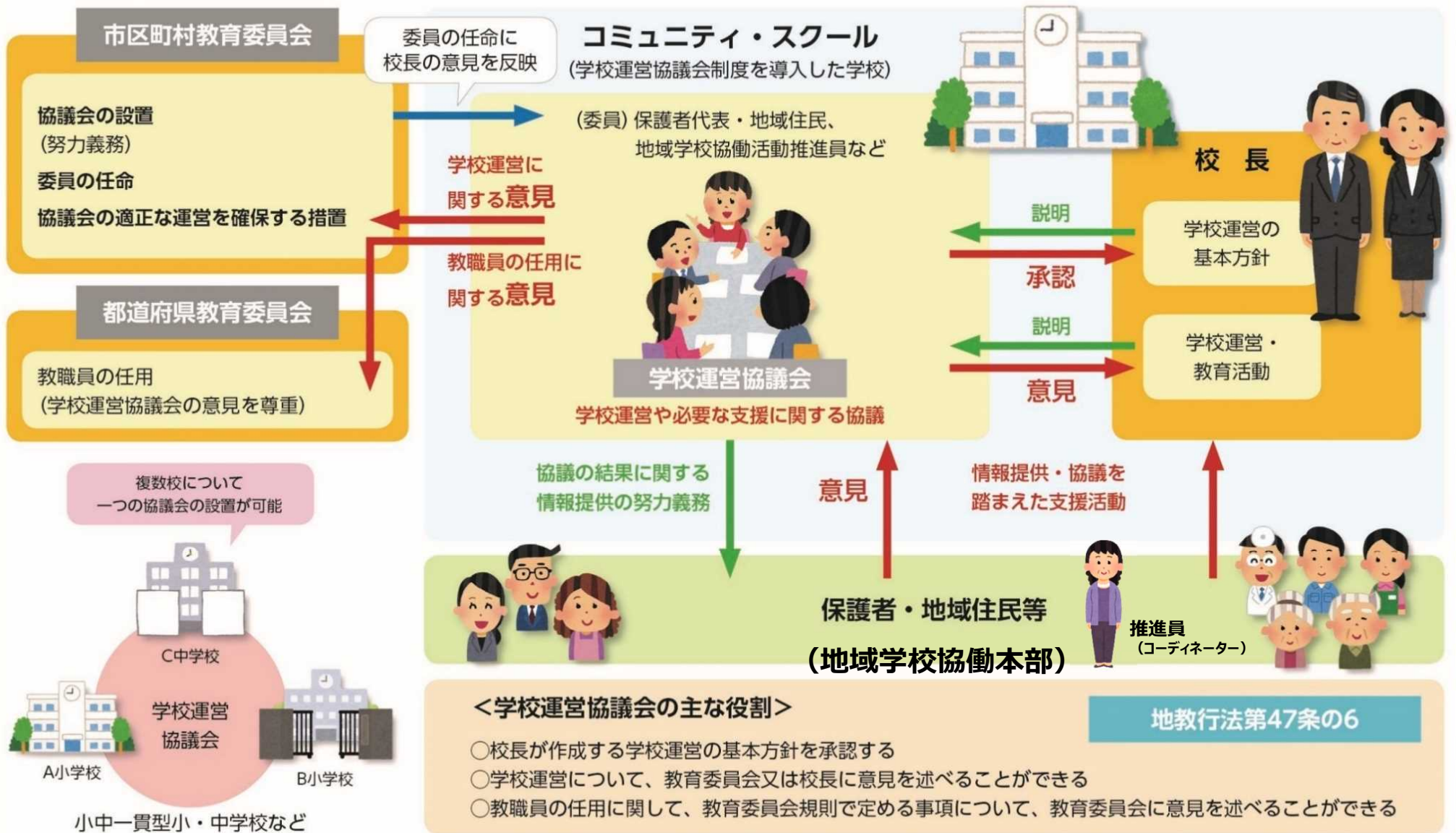
※2 要綱上は「※1」が提出期日ですが、確定・支払作業を効率的に行うため、できるだけ早い提出をお願いしています。

参考資料

- **学校運営協議会制度及び地域学校協働活動に関する資料** ……44頁
- **放課後子供教室に関する資料** ……55頁
- **関係法令・閣議決定等** ……61頁
- **参考資料・HP等** ……69頁

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み(H29.4~)

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



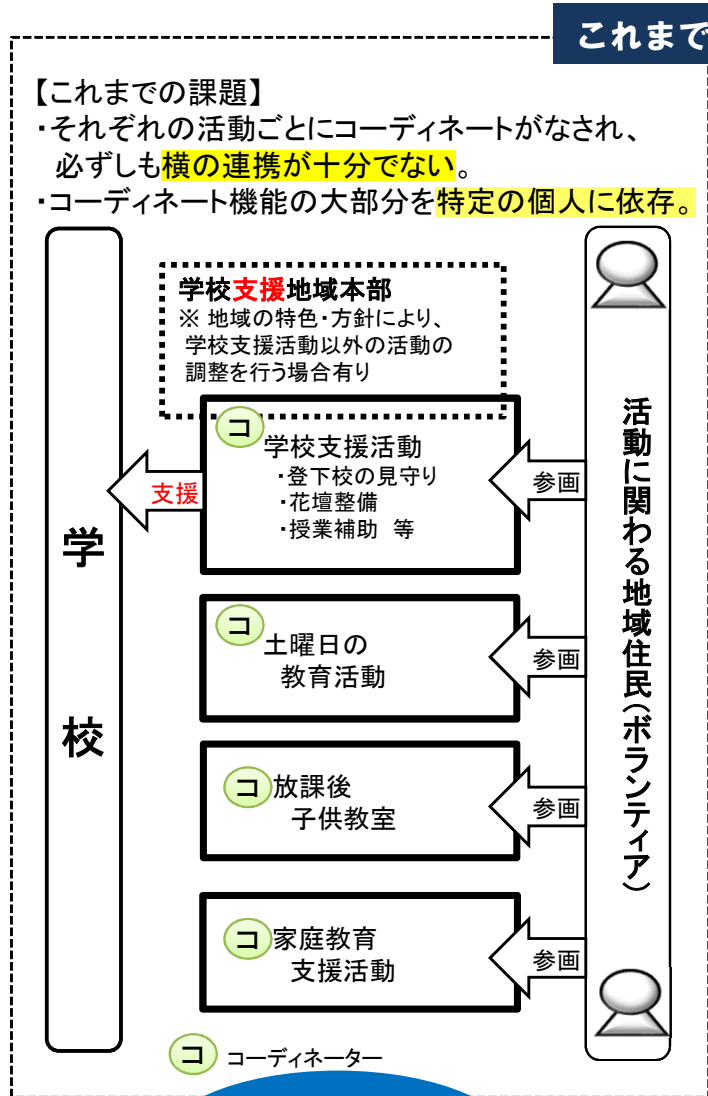
コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。

学校運営協議会に関する地教行法の主な改正内容(地教行法第47条の6関係)

改正事項	現状・課題	改正の内容
①学校運営協議会の設置を努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> 協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっているが、さらなる設置の促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務を課すこととする(第1項関係)。
②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されているが、<u>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく</u>必要性が高まっている。 委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>が規定されているのみ。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会において、学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直す(第1項関係)とともに、協議会は、協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努めることとする(第5項関係)。 地域学校協働活動推進員(※社教法に規定)等の学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとする(第2項関係)。
③委員の任命に関する校長の意見申出を規定	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命について、校長の関与は特段規定がないが、<u>校長とともに責任感を持って学校運営に参画できる人材</u>が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとし(第3項関係)、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みとする。
④任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規定がないが</u>、依然抵抗感が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような事項について教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとする(第7項関係)。
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に	<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに協議会を設置することとされているが、<u>学校間の円滑な接続を図れるようにすること等</u>が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができることとする(第1項関係)。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとする(第9項関係)ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている(附則第5条関係)

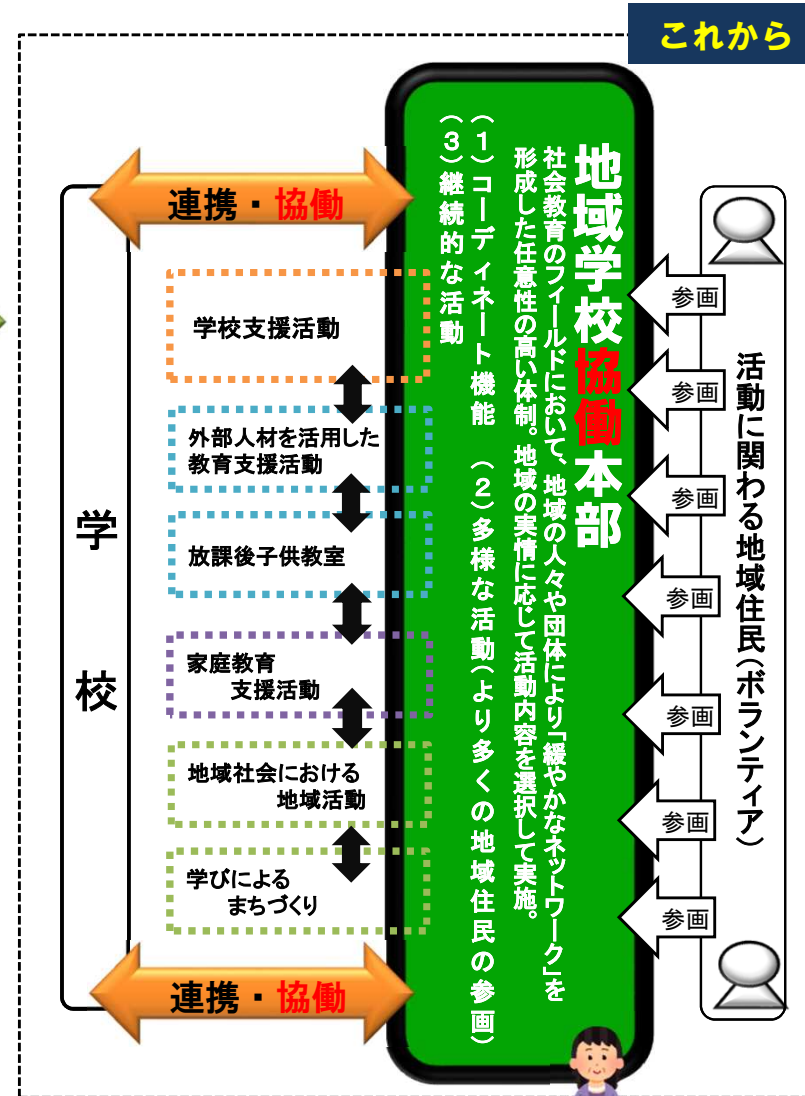
“支援”から“協働”へ



校長が口頭で依頼など



- ・コーディネーター機能の充実
- ・個別の活動の総合化・ネットワーク化
- ・「支援」から「連携・協働」へ



地域学校協働活動推進員 (コーディネーター)

教委が委嘱

「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）

中教審答申③←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申②←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申①←教育再生実行会議第6次提言

教員改革（⇒資質向上）

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- 管理職研修の充実
- マネジメント力強化
- ミドルリーダー育成
- 免許更新講習の充実
- チーム研修等の実施
- 英語・ICT等の課題へ対応

採用段階の改革

- 採用試験の共同作成
- 特別免許状の活用

養成段階の改革

- インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- 教職課程の質向上

教員としての資質の向上に関する「指標」
「指標」の策定に関する指針

←都道府県が策定
←国が大綱的に提示

法改正済：免許法、教員センター法、教特法

学校の組織運営改革（⇒チーム学校）

校長のリーダーシップの下
学校を運営

校長

校長のマネジメントを支える
※共同学校事務室により
学校の事務を効率化

事務職員 ⇒職務の明確化

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応等

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア等

子供

保護者

困窮家庭への福祉機関の紹介
保護者の就労支援に係る助言等

教員をバックアップする
多様なスタッフ

スクール
カウンセラー

スクール
ソーシャル
ワーカー

地域連携の
中核を担う
教職員

社会に開かれた教育課程
よりよい社会を作るという目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校

法改正済：学校教育法、地方教育行政法

地域からの学校改革・地域創生（⇒地域と学校の連携・協働）

学校運営協議会

⇒努力義務化

- 校長のリーダーシップを応援
- 地域のニーズに応える学校づくり

法改正済：地方教育行政法

地域学校協働本部

保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域学校協働活動推進員

「地域学校協働活動」の推進

- 郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- 放課後子供教室・家庭教育支援活動等

法改正済：社会教育法

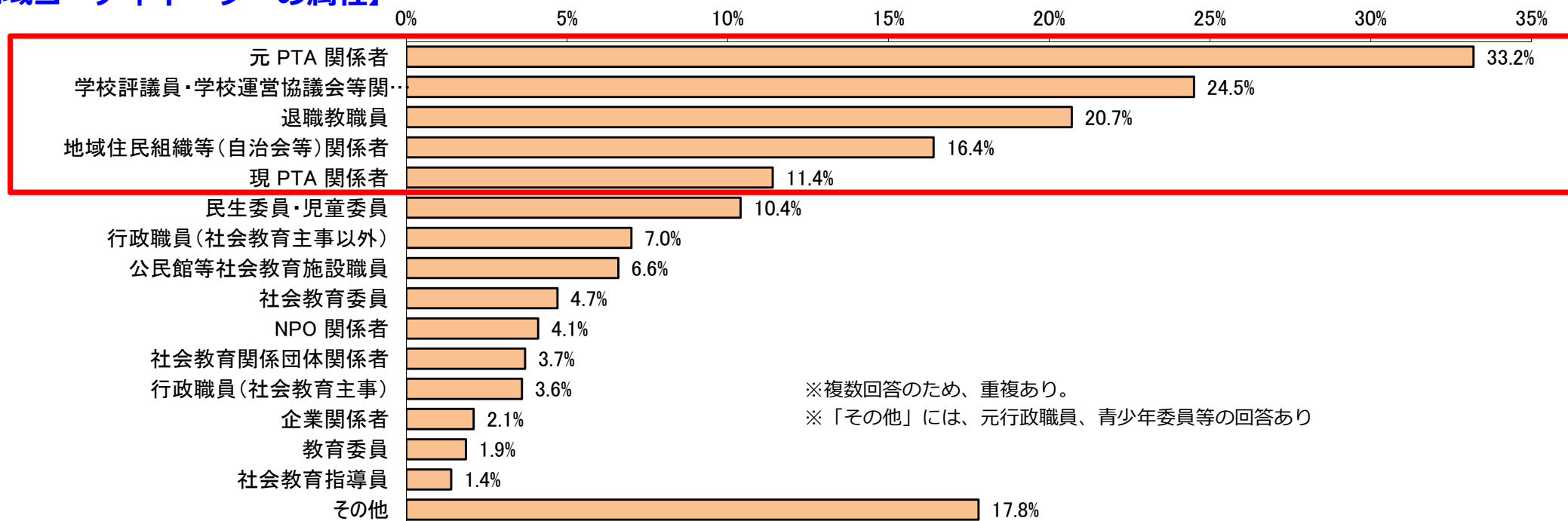
「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実 法改正済：義務標準法等

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現

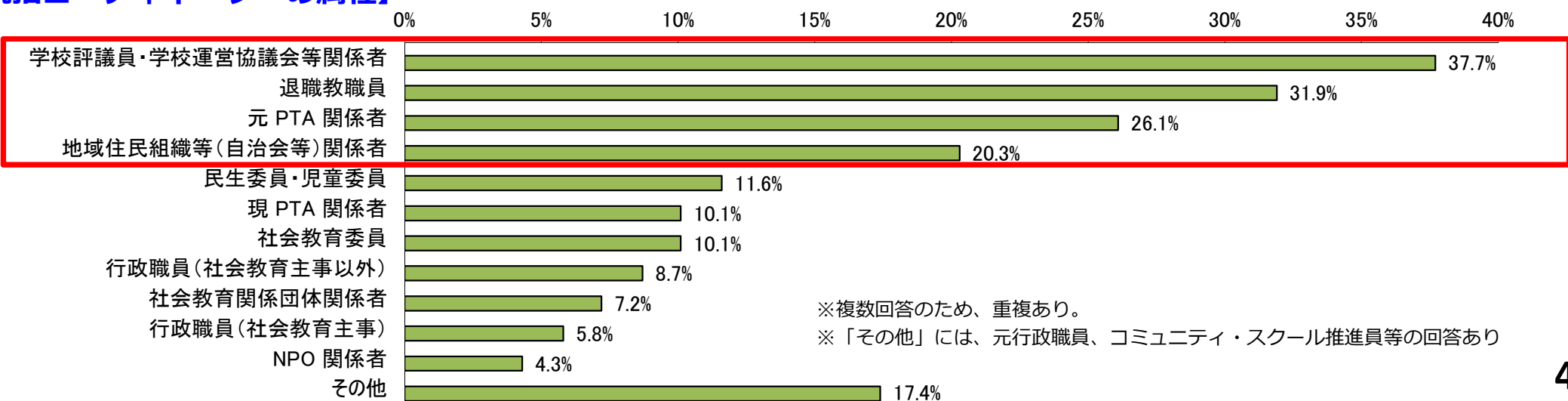
コーディネーターの属性

◆ コーディネーターはPTA 関係者、退職教職員、地域住民組織等（自治会等）関係者などが多い

【地域コーディネーターの属性】



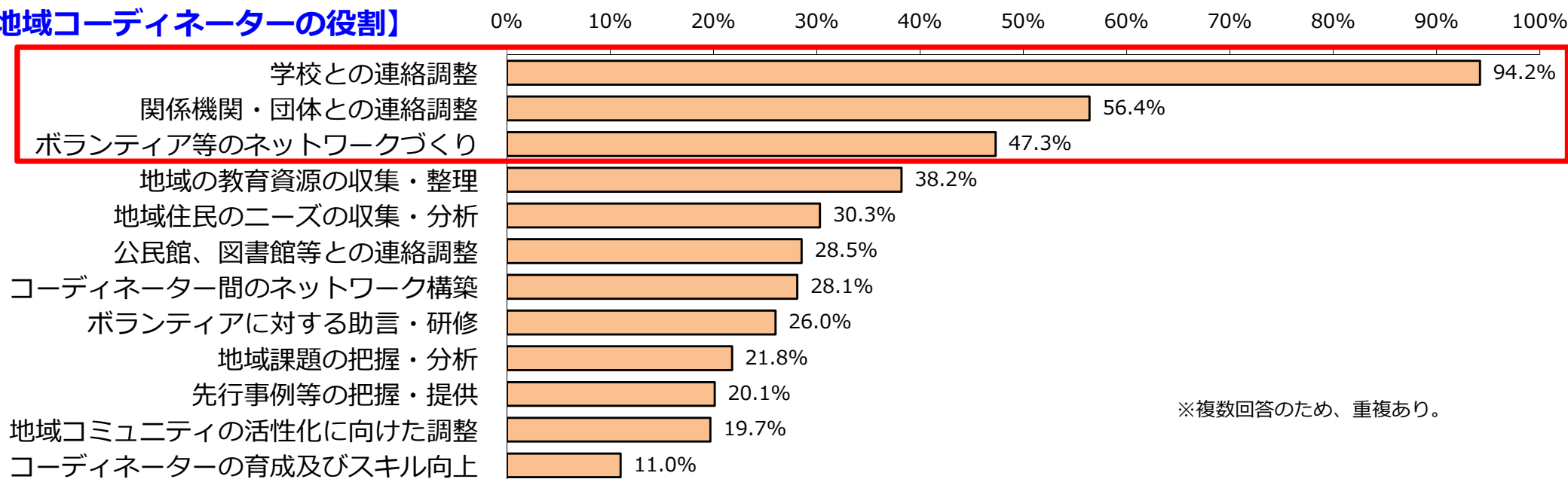
【統括コーディネーターの属性】



コーディネーターの役割

◆ コーディネーターは多様な役割を担っている。

【地域コーディネーターの役割】



※複数回答のため、重複あり。

【統括コーディネーターの役割】



※複数回答のため、重複あり。

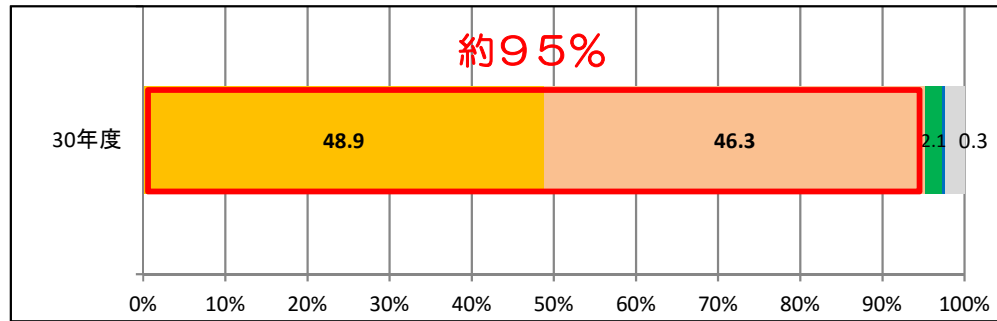
学校と地域の連携・協働の取組がもたらす効果

地域学校協働活動による効果

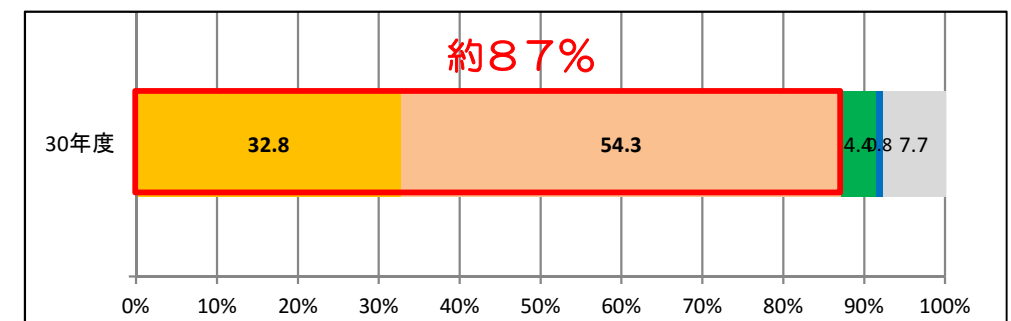
◆ 保護者や地域住民との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があると思う学校は約9割にのぼる。

■ 当てはまる
 ■ どちらかといえば、当てはまる
 ■ どちらかといえば、当てはまらない
 ■ 当てはまらない
 ■ その他、無回答

【小学校】



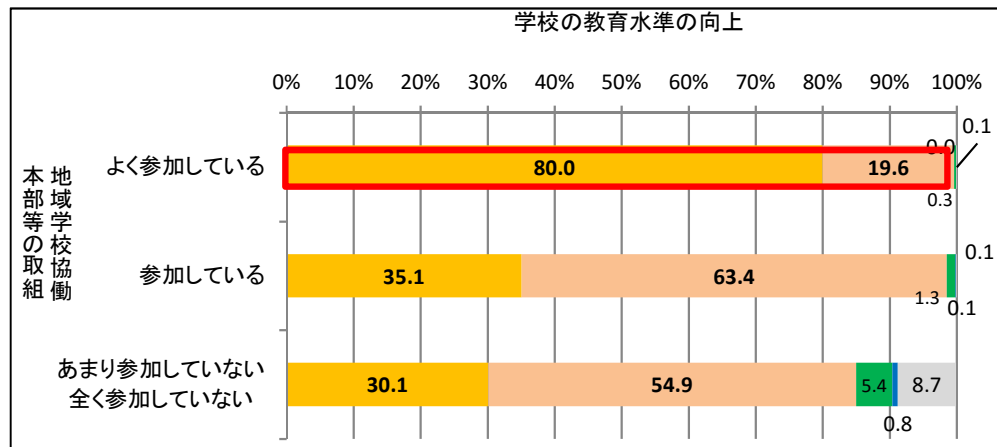
【中学校】



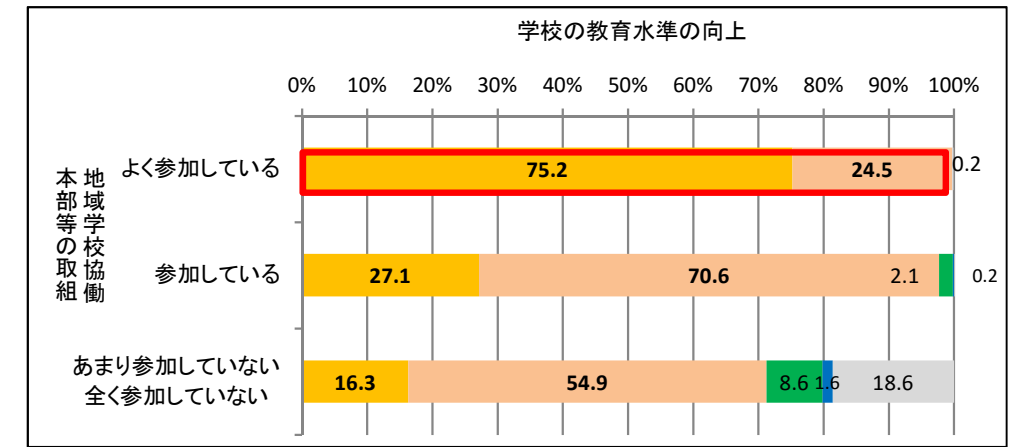
◆ 地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして保護者や地域の人との協働による活動を行ったほど、学校の教育水準の向上に効果があったと考える割合が高い。

■ 当てはまる
 ■ どちらかといえば、当てはまる
 ■ どちらかといえば、当てはまらない
 ■ 当てはまらない
 ■ その他、無回答

【小学校】



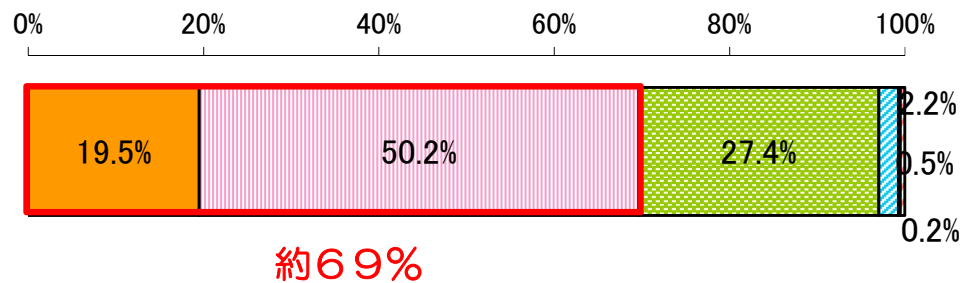
【中学校】



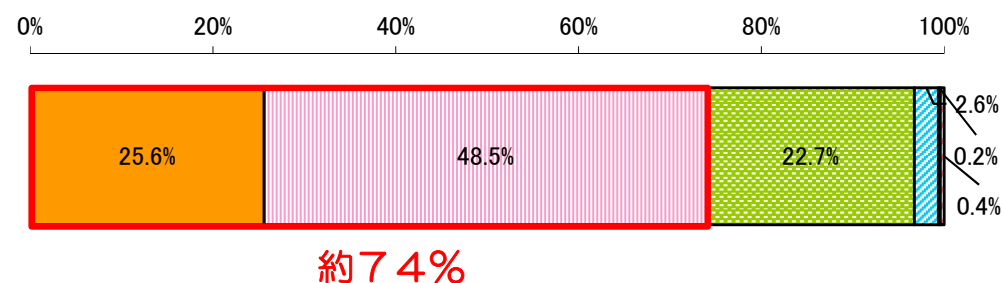
地域学校協働活動による効果

地域への効果

◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民が学校を支援することにより、**地域の教育力が向上し、地域の活性化**につながった



◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民の**生きがいきづくりや自己実現**につながった。

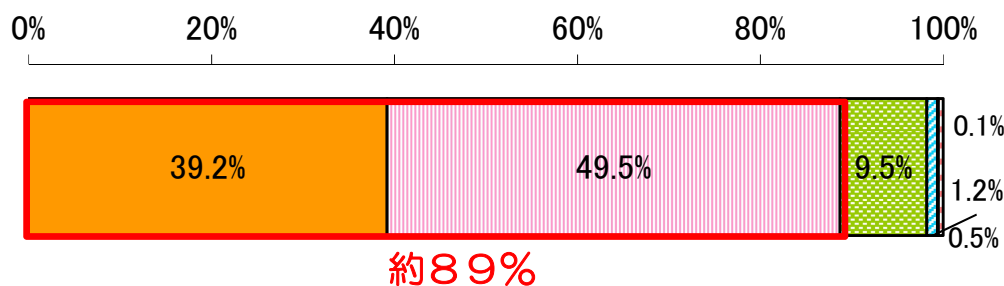


とてもそう思う
 ややそう思う
 どちらともいえない
 あまりそう思わない
 まったくそう思わない
 無回答

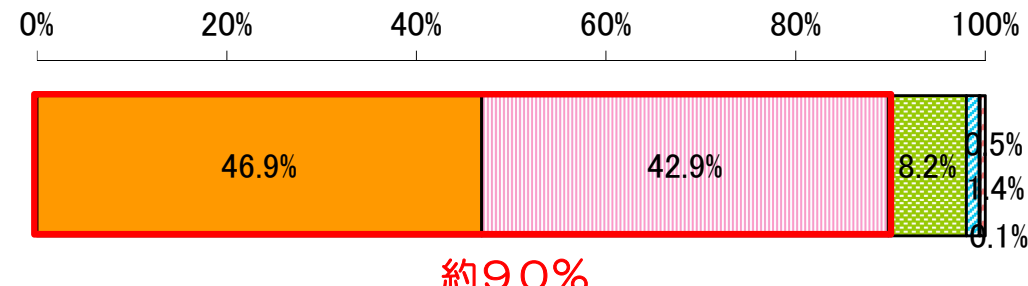
(「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。)

子供たちへの効果

◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**コミュニケーション能力の向上**につながった。



◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**地域への理解・関心が深まった**。

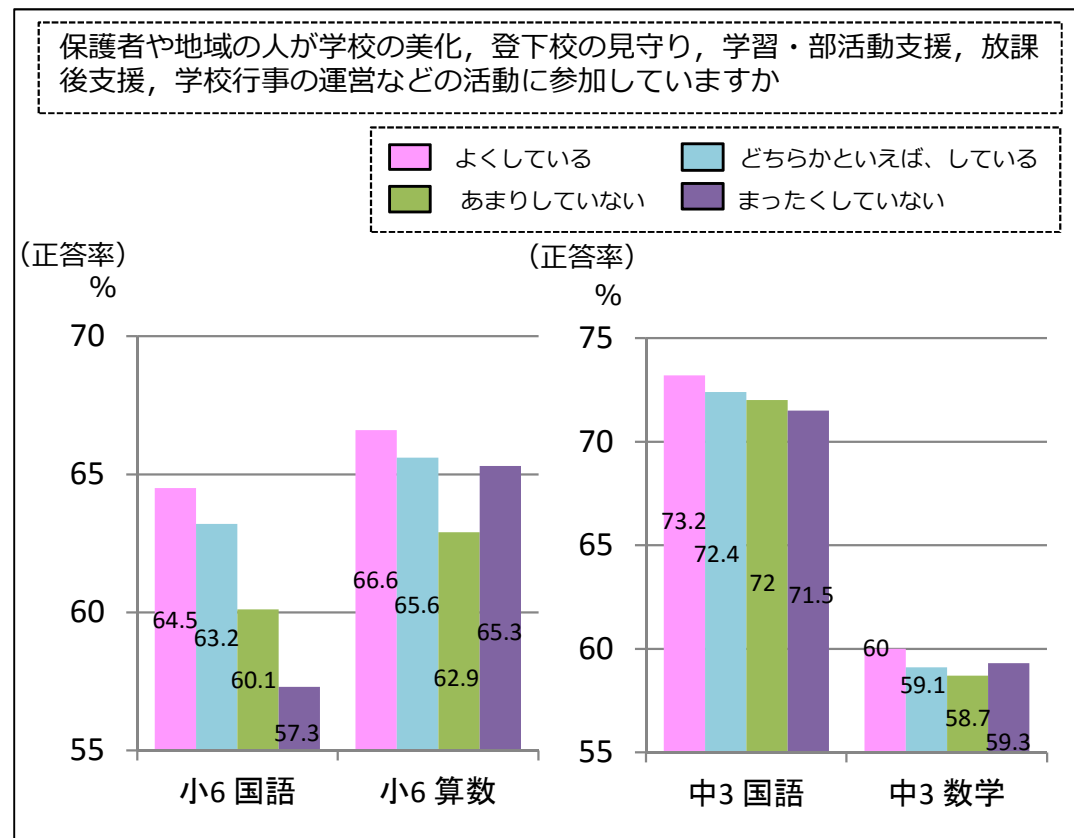
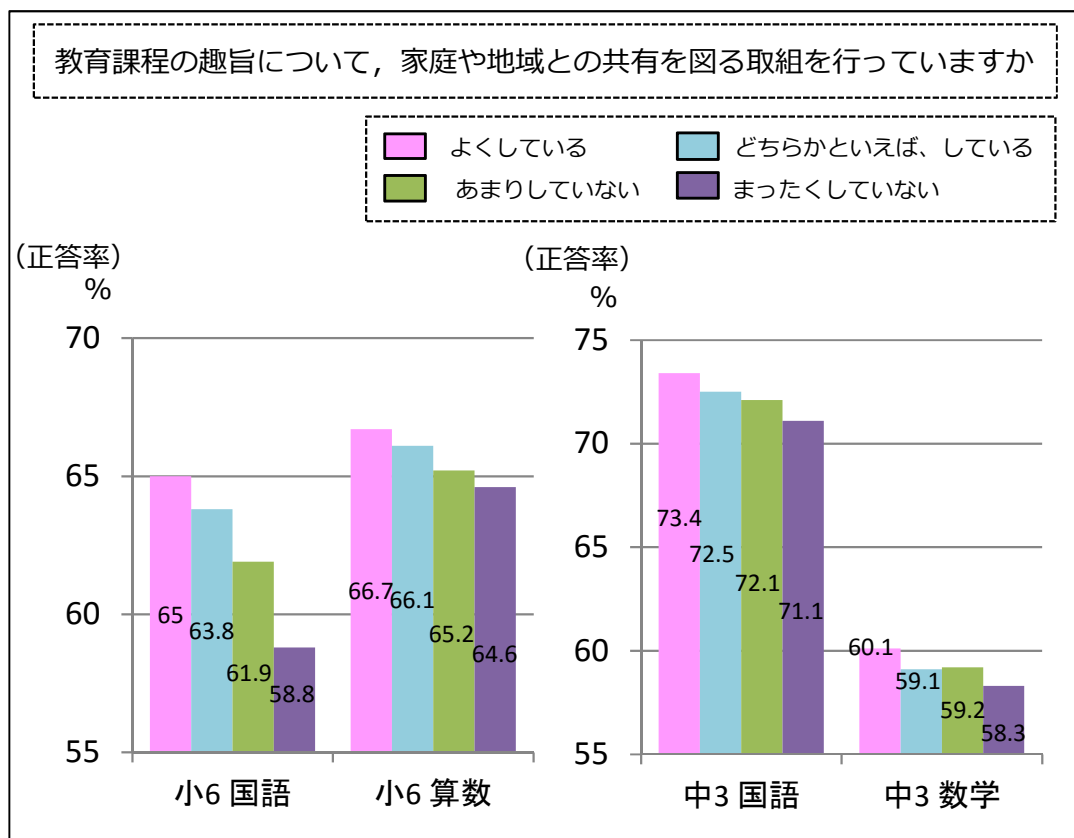


とてもそう思う
 ややそう思う
 どちらともいえない
 あまりそう思わない
 まったくそう思わない
 無回答

(「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。)

地域学校協働活動による効果（H3 1 全国学力学習状況調査より）

- 以下の設問について肯定的に回答している学校では、特に国語に関して平均正答率が高い傾向がみられる。
 - 教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組をしている。
 - 保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している。



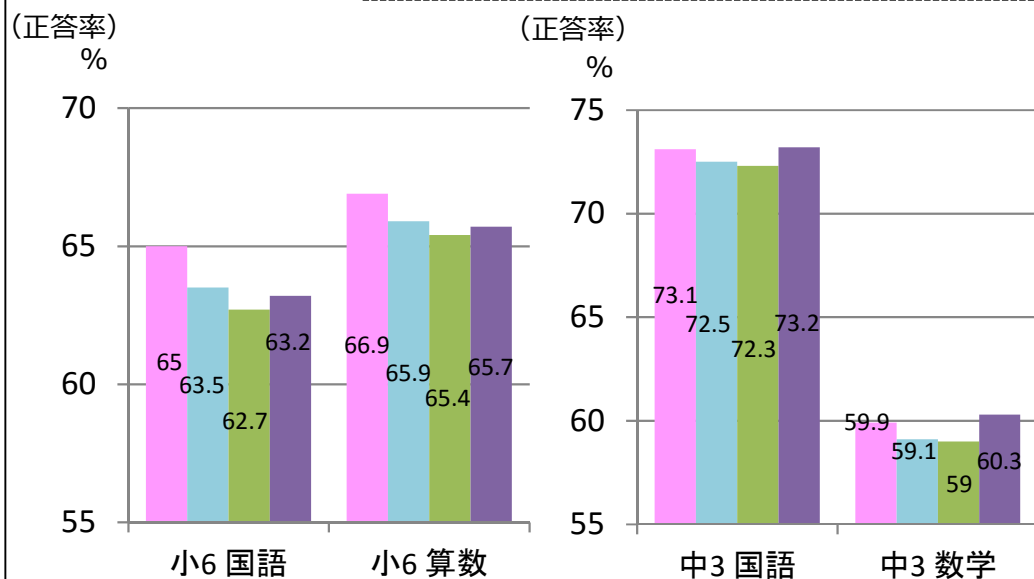
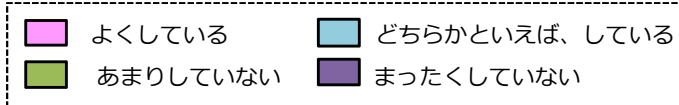
出典：平成31年度(令和元年度) 全国学力・学習状況調査 調査結果より

地域学校協働活動による効果（H3 1 全国学力学習状況調査より）

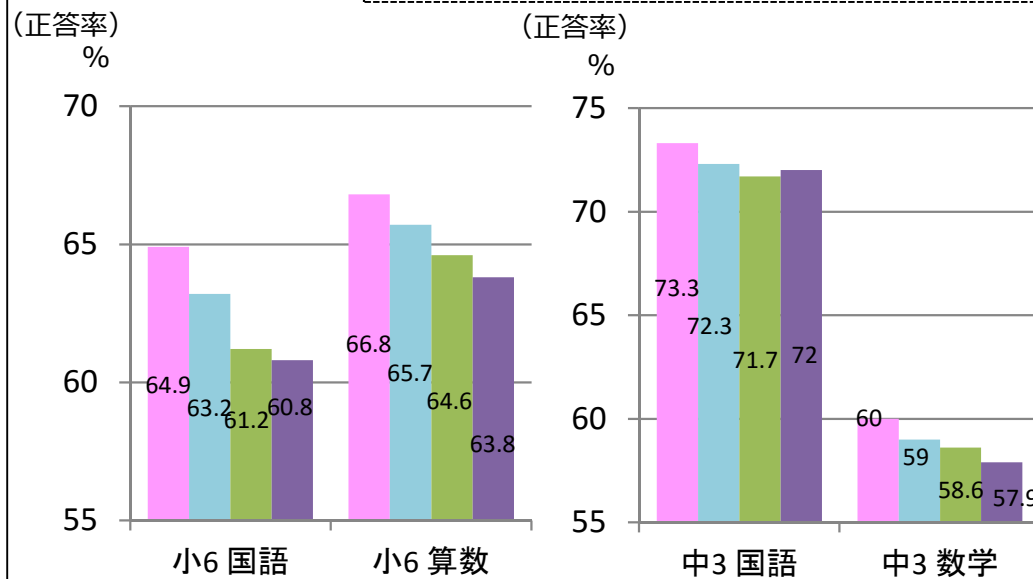
○ 以下の設問について肯定的に回答している学校では、特に国語に関して平均正答率が高い傾向がみられる。

- 地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか
- 保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか

地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか



保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか

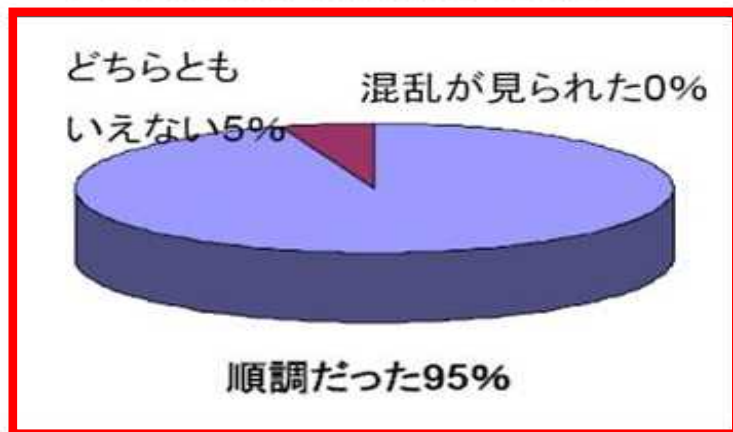


出典：平成31年度(令和元年度) 全国学力・学習状況調査 調査結果より

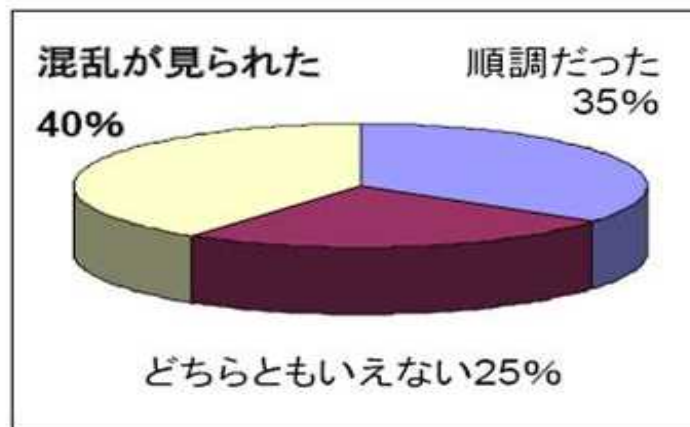
震災時における地域学校協働活動等の効果

- ◆ 東日本大震災時、避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長)(宮城県)

(学校支援地域本部設置20校)



(学校支援地域本部未設置20校)

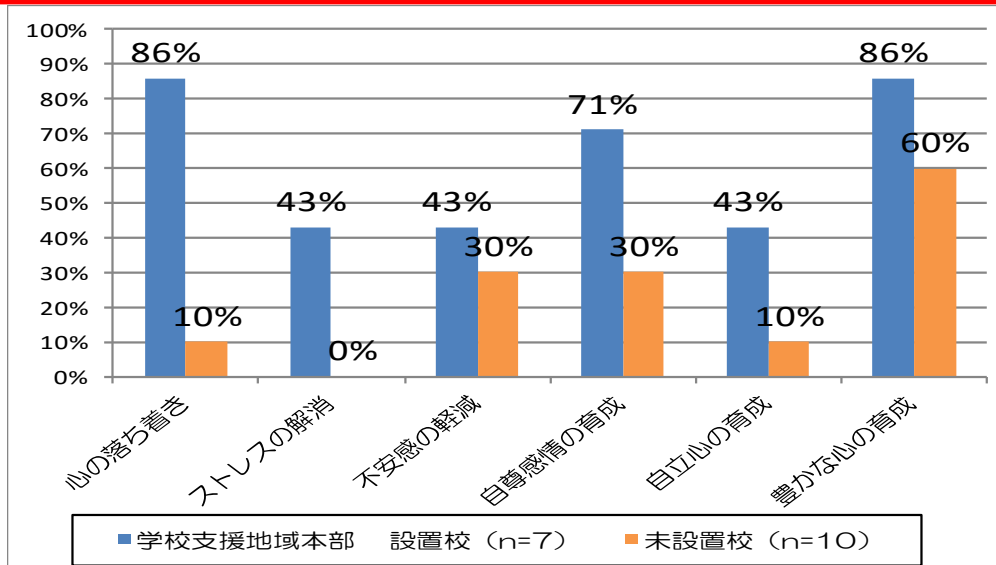


(東日本大震災後の宮城県内の小中学校校長40名へのアンケート調査：文部科学省調べ)

- ◆ 平成28年熊本地震における地域学校協働本部(学校支援地域本部)の設置による被災後の効果

平成28年熊本地震時においても、学校支援地域本部設置校では、地域住民、学校教職員、児童生徒の結束力が高まっていたため、避難所の運営がスムーズであったとの声を聞いている。(熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調べ)

- ◆ 地震後の地域のボランティア等と連携・協働(学校支援活動)した取組で、子供たちに変化が見られた。



(熊本地震後で震央となった益城町と周辺6町村の小中学校18校へのアンケート調査：文部科学省調べ)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、両事業を一体的に又は連携して実施し、**うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

「新・放課後子ども総合プラン」の推進

(平成30年9月14日策定・公表)
令和2年1月時点更新

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

目標等

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実



「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
2020年度予算額(案)	67億円の内数	977.8億円
実施数	19,260教室 	25,881か所 
一体型	5,361か所	
登録児童数	—	1,299,307人
新規開設分の小学校での割合	—	58% (3,797か所のうち2,214か所)
実施場所	小学校 72.2%、その他（公民館、中学校など）27.8%	小学校 53.6%、その他（児童館、公的施設など）46.4%

※放課後子供教室の教室数は令和元年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和元年5月時点の数値を記載

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
 - 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用
- ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施

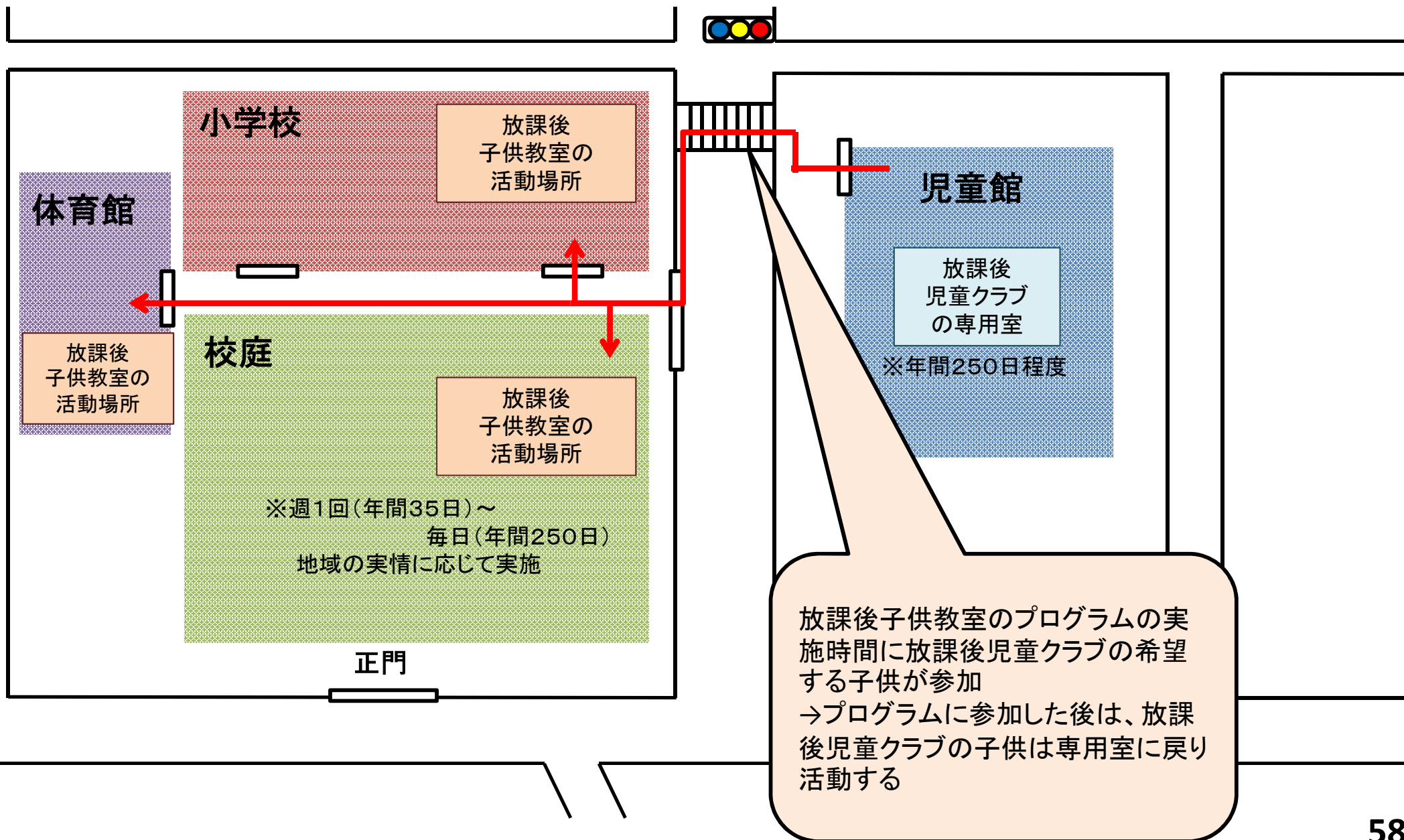
一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】



放課後児童クラブと放課後子供教室の「一体型」のイメージ

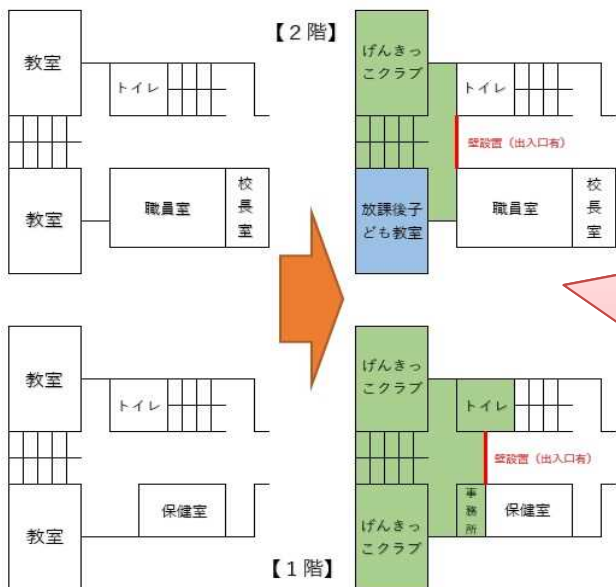
※原則、子供たちのみで安全に移動出来る場合（隣接または通りを挟んだ向かい）



余裕教室等の活用事例

貞光小学校 徳島県つるぎ町

【貞光放課後子ども教室】【貞光げんきっこクラブ】



小学校の改装に伴い、余裕教室4部屋を放課後児童クラブに転用した。平成27年度から校区で放課後子供教室を開始、平成28年度から児童クラブで使用していた1部屋を放課後子供教室で活用し、一体型として実施している。

小平第八小学校 東京都小平市

【小平第八小放課後子ども教室】【小平第八小学童クラブ】



放課後子供教室及び学童クラブは、以前より学校に設置され一体型として運用されていたが、学童クラブ入会児童数の増加に伴い、学童クラブ室として平成30年度に1部屋、平成31年度にさらに1部屋を転用し、学童クラブ室は現在3部屋となっている。

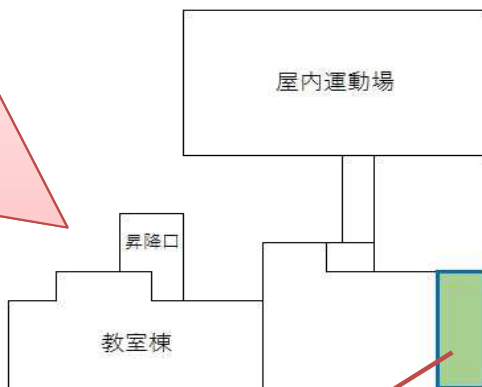
◇学校施設徹底活用の工夫
最初の1部屋は、体育館の準備室を活用して学童クラブ室に転用した。あとの2部屋も様々な目的で学習活動等に利用されてきた教室であったが、平成30年度に学童クラブ室とする際に、教室配置の調整を学校に依頼し転用。また平成31年度には、低学年が中心の学童クラブのために、1階ランチルームを学童クラブ室とし、3階教室をランチルームへと改修して使用している。
体育館・校庭は、そのつどの手続きなしで使用できるように取り決めを行っている。

- ・放課後子供教室は平成16年度開設。地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子供たちに提供。
- ・高学年の授業時間への配慮や移動のための動線確保により、放課後子供教室と放課後児童クラブが一体型として円滑に活動。

大浜学園(大坂小学校・千浜小学校) 静岡県掛川市

【大浜学園放課後子ども教室】【千浜小学童保育所】

1階は、余裕教室を転用して学童占有スペースとした。課業日の放課後は体育館を主な活動場所とし、夏季休業日等は2階の図書室も含め放課後子供教室のプログラム実施に活用している。



1階…学童占有スペース
2階…図書室(放課後子供教室)

幅広い地域住民・学生・企業NPOが参画した「一体型」の放課後子供教室の事例

放課後子供教室『あしやキッズスクエア』（市内全8小学校実施）

兵庫県芦屋市

活動の概要

- ・地域（校区）、教員OBの見守りスタッフと高校・大学生のボランティアによる**児童の自由な居場所作り事業**と企業・NPO団体・地域等の**幅広い人材の参画による多様な体験プログラム事業**の2つの事業を実施。
- ・こどもが地域とのかかわり減少・体力低下・同じ地域の児童が公立学校・私立学校の異なる学校に通うため関係が希薄など、放課後子供教室事業の多様な活動を通して**市の課題解決を図る**。
- ・**地域住民が生きがい**をもち、**高校大学生の承認欲求**を満ち、**企業NPOが社会貢献**を図る事業運営



地元高校生が児童の給食のクジラの日に合わせ実施「クジラ」体験プログラムの様子

実施内容	放課後子供教室	放課後児童クラブ
対象	市内在住全小学1～6年 (公立・私立問わない)	共働き家庭等 小学1～6年
開催日数	約230日	約288日
主な開催日	平日の放課後 (長期休業時も実施)	平日放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
こども平均参加人数	約30人 (1小学校あたり)	約32人 (1か所あたり)
開催場所	小学校余裕教室等・校庭	小学校内専用施設・校庭等

体験プログラムの内容

年間880回実施・学生ボランティアのべ800名参加

- 体験プログラム(地域)** 落語、将棋、折り紙、ペタンク、習字、芦屋かるた、震災伝承、走り方、ゴルフ、卓球、絵画、科学遊び、英語、エコ、手芸、コマ、民話、海外文化交流等多数
- 企業・NPO・大学連携・自治体等体験プログラム** 食育、プログラミング、大工、釣り、防災、街探検・駄菓子屋経営(祭り出店)、未来の自動車、学芸やイラストレーターと絵画、土器教室、認知症サポーター等多数(JR西日本・江崎グリコ・大塚食品・BMW・コープ神戸・ユニセフ・放課後NPOアフタースクール等多数)
- 県立芦屋高校ラグビー部・甲南高校ボランティア委員会・芦屋大学・神戸大学・神戸学院大学が協力**。
高校生「こどもと思いきり遊ぶ活動」は、大学教授より児童・高校生のかかわりの重要性を評価)キッズスクエアをきっかけに秋祭りだんじり高校生参加、高校文化祭に児童参加。高校生自主企画体験プログラム実施・ムービー作成など、企業・高校生協働・大学ゼミ・留学生等、多様な連携・参画を実施

ポイント

- 異年齢・異世代が日常生活でコミュニケーションのとれる関係を育む「裏路地の再構築」をめざし、地域コミュニティのつながり形成に貢献。
- 主体的に「群れて遊ぶ」ことを重視し、ルールを細かく設けず「人の嫌がること、迷惑なことをしない」とし、スタッフの個性を尊重し見守る。
体験プログラムは、自由参加。(年間保険料800円のみで年間各100程度のプログラムに参加可能・こども主体の部活開催・開催は毎日授業終了後すぐ)
- 広報誌(英語版含む)・広報チャンネル・シティプロモーション・企業NPO広報・高校生制作動画等多様な媒体を活用し、積極的に展開し、
スタッフ・ボランティア・企業NPOが参画しやすい環境を整備し、特定の人・団体に頼らず、児童が多様な人と関われる環境を作る。
- 放課後児童クラブに、スケジュールを情報提供し、**共通プログラム実施・校庭の遊び連携・一部放課後子供教室と学童延長利用連携**

取組の効果

- ・アンケート**保護者満足度79%、児童満足度86% 児童登録率50%以上** (市内公立小学校児童半数以上登録・全小学校登録率45%以上)
- ・児童の自由を尊重しているが、きめ細かに安全配慮の児童クラブと事故率は同水準と安全と自由の両立。
- ・こども、小学校、保護者、地域、高校大学生、企業NPO、自治体、芦屋(世の中)がよくなる**芦屋8方よし**をめざし新たな相互協働活動を実施。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成二十九年三月十五日衆議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

八 地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、地域学校協働活動推進員をはじめとする人材の確保、地域住民等と学校との連携体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成二十九年三月二十三日参議院文教科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

九 地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、地域学校協働活動推進員をはじめとする人材の確保、地域住民等と学校との連携体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 附則

(平成二十九年四月一日施行)

(学校運営協議会の在り方の検討)

五 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（2019年1月25日中央教育審議会）【抜粋】

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、**学校における働き方改革が急務**。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、**教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない**。**学校における働き方改革の目的**は、教師のこれまでの**働き方を見直し**、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、**自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること**。
- **志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり**、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、**地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化**により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化**するもの。
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校における働き方改革の趣旨</u>等をわかりやすくまとめた明確で力強い<u>メッセージの発出</u> ・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、<u>社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たす</u> ・ 業務改善状況調査を見直し、<u>在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表</u> ・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際には<u>スクラップ・アンド・ビルドの原則</u>を徹底 ・ 業務の役割分担・適正化を実施するための<u>条件整備</u> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進</u>等の取組を学校や地域の実情に応じて推進 ・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、<u>他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減</u> ・ <u>学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制</u>の構築 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員間で<u>削減する業務を洗い出す機会を設定</u> ・ <u>校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で</u>学校の伝統として続けているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき<u>業務を大胆に削減</u> <p>(例) 夏休み期間の<u>プール指導</u>、勝利至上主義の<u>早朝練習の指導</u>、内発的な研究意欲がない<u>形式的な研究指定校</u>としての業務</p> <p style="text-align: right;">等</p>

○ 代表的な業務については、過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師がそのすべての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められないことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じて異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

○ 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、複数の計画を一つにまとめて体系的に作成することが有効であり、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。

○ 教育課程の編成・実施においても、総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようにすることや、学習評価において、指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直しを行うことが必要。

経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

② 初等中等教育改革等

新学習指導要領が目指す教育の着実な実現、安全・安心な学校施設の効率的な整備、在外教育施設における教育機能の強化を図る。学校・家庭・地域の連携・協働を進めるとともに、セーフティプロモーションの考え方も参考にした学校安全、農山漁村体験など子供の体験活動の充実、SNS等を活用したいじめ・自殺等の相談体制整備、不登校児童生徒の教育機会確保、外国人児童生徒等の教育、夜間中学の設置促進、一人一社制の在り方の検討、特別支援教育の推進、障害者の生涯を通じた学習活動を推進する。

⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るため、新たな子供の貧困対策に関する大綱を作成し、養育費の確保支援を含めたひとり親家庭への総合的な支援や子供の学習支援、スクールカウンセラー等による教育相談の充実、地域ネットワークの形成等を通じ、子供の貧困の解消に向けて社会全体で取り組む。

第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

○ 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

- ・地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指す、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入促進及び運営の充実を図る。
- ・地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の促進や研修の充実及び地域学校協働本部の整備等により、全小中学校区における幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の全国的な推進を図る。その際、関係府省が連携し、放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

第2 具体的施策

Ⅱ Society5.0に向けた横割課題

A. 価値の源泉の創出

3. 人材の育成・活用力の強化

(2)新たに講ずべき具体的施策

i)個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充

⑥初等中等教育におけるプログラミング教育等のIT・データ教育の実装

第4次産業革命の進展により、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト(人材)」・「データ」に移っていく。人材への投資によって働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要となる。

そのためには、新学習指導要領の全面実施に向けて、初等中等教育において、民間等と連携・協働した学校におけるプログラミング教育等の指導の支援体制の構築や教員の研修機会の確保の観点から、教育現場への民間等の外部人材の派遣支援等に取り組む。

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。

工程表:希望出生率1.8の実現 希望どおりの人数の出産・子育て(待機児童の解消)

⑥ 多様な保育サービスの充実(その2)

・共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)。全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

◆小1の壁の打破

2015年度～2019年度

放課後子供総合プランに基づき、放課後児童クラブ(追加的に30万人分)及び放課後子供教室の整備を支援、

両者の一体的な実施を推進

2018年度末に前倒して実施するための方策を検討

2020年度～

女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保や、放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的実施を継続

ニッポン一億総活躍プラン (平成28年6月2日閣議決定) (抜粋)

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

地域と学校の連携・協働

工程表:希望出生率1.8の実現 希望どおりの人数の出産・子育て(仕事と育児が両立できる環境整備)

⑩ 地域の実情に即した支援

・地域と学校との連携・協働の下、高齢者等をはじめとする地域住民の参画により、社会全体として子どもたちの学びや成長を支える活動を、全国的に推進する。その際、地域のコーディネーターが、土曜日や放課後の教育活動、読書活動、文化芸術・自然体験活動、家庭教育支援等の個別活動の充実や、各機関とのネットワーク化を図る仕組みについて、2017年度までに全小・中学校区への整備に着手し、見直しを行いながら充実させる。

◆地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進

2016年度

社会教育法等の関係法令の改正案の提出
ガイドラインや事例集の検討・策定

体制面・財政面への支援の充実(コーディネーター配置・促進・活動内容の充実等)

2017年度

制度等説明会の実施、設置

2018年度

施行後の状況のフォローアップ

2017年度～

ガイドラインや事例集の普及・定着

進捗状況を踏まえ、更なる体制面・財政面への支援や普及促進の充実の検討・実施

2022年

・全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を設置

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

地域未来塾

(1) 子育て・介護の環境整備

(問題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)

経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5,000ヶ所に拡充し、高校生への支援も実施する。

工程表: 希望出生率1.8の実現 希望どおりの出産・子育て(保育・育児不安の改善)

⑫ 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化(その1)

・経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援する観点から、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等によって、原則無料の学習支援(地域未来塾)を拡充する(2019年度までに5000中学校区(全体の約半分)。さらに、高校生への支援を全国展開)。

◆子供の学習支援

2015年度～2019年度

地域住民の協力により、ICT等を用いた学習支援(地域未来塾)

※毎年計画的に増加⇒5,000中学校区へ拡充するとともに高校生への支援を全国展開

2019年度

子供の貧困対策に関する大綱の見直し

2020年度～

効果を検証し見直した上で措置(対象、手法など)

地域学校協働活動の取組事例（動画）

「学校と地域でつくる学びの未来」HPにて公開中

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/kensyu/douga.html>

①ふるさとキャリア教育「子供ハローワーク」による地域の取組 【秋田県大館市】（約8分）



子供たちに働く体験をさせたい、もっと様々な感動体験をさせたい、そして社会を広く知って、地元企業のすばらしさや地域で働く市民と出会わせたい、そんな思いを職業体験に取り入れた「子供ハローワーク」の取組を紹介

④地域協働型体験教育「倉敷『町衆』プロジェクト(マチ・プロ)」の取組【岡山県倉敷市】（約9分）



高校生が3年間かけて地域の方に話を聞いたり、フィールドワークを行い、自分たちの町がかかえる課題について、その解決策を提言するプロジェクトを紹介

②まちづくりにつながる学びの場を目指す共創プロジェクト 【秋田県五城目町】（約8分）



企業が地域にある大学の外国人留学生と一緒に、子供たちに国際理解と自分たちの地域の良さを再発見するグローバルをテーマに継続的に活動している取組を紹介

⑤里海・里山ブランド創生をテーマに地域世代をつなげる地域学校協働活動【岡山県備前市】（約9分）



地域の方とアマモ場再生活動に参加するだけでなく、漁師の方にインタビューし、レポートにまとめ、発表することで、自分たちの町を知り、誇りを持つことにつながる取組を紹介

③地域社会全体で子供たちを育てる「学校おたすけ隊」の取組 【秋田県東成瀬村】（約8分）



「地域の人々に助けてもらいたい」という学校と「子供たちを守りたい、学校に関わりたい」という地域の方々を、コーディネーターが無理のない形でつないでいる取組を紹介

⑥地域社会全体で子供たちを育てる「はやしま学・はやしま塾」の取組【岡山県早島町】（約8分）



子供と学校を中心において、すべての町民が学び合い、育ちあう環境をつくることで、子供たちも町民も共に学び育つ地域を目指す取組を紹介

地域学校協働活動に関するガイドライン・手引等

「学校と地域でつくる学びの未来」HPにて公開中

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>



平成29年4月

『地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引）』

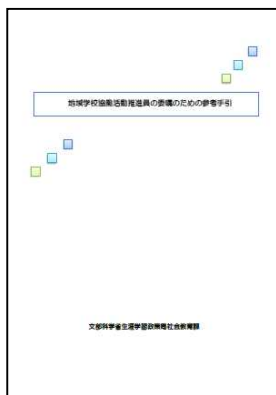
教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。

『地域学校協働活動ハンドブック』

地域学校協働活動推進員として活動する方や、幅広い地域住民の方々に対し、それぞれの地域や学校の特色を生かしつつ、地域学校協働活動を推進していく際の参考となるよう、様々な活動の事例や必要な知識を紹介しています。



平成30年1月



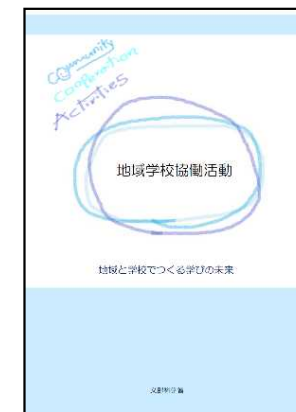
平成29年9月

『地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き』

教育委員会において、地域の実情や特色を踏まえて地域学校協働活動推進員の委嘱がスムーズに行われるよう、委嘱の手続き等について具体例を示しながら紹介しています。

『地域学校協働活動パンフレット』

幅広い地域住民の方々には地域学校協働活動について理解していただけるよう、社会教育法改正までの経緯や全国地域学校協働活動の実施状況、活動をしている方々の声を含めて紹介しています。



平成30年1月

コミュニティ・スクールに関する参考資料

「学校と地域でつくる学びの未来」HPにて公開中

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>

◇ コミュニティ・スクール パンフレット2018

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する基本的な考え方やQ & A、全国の導入状況、実践事例、CSマイスターの情報等を掲載しています。



文部科学省コミュニティ・スクール Facebook



最新の情報やフォーラム当日の様子等を掲載しています。



<https://www.facebook.com/community.school.mext/>

◇ 地域みんなで子供たちの未来を考えるワークショップのすすめ

学校と地域の協働の機運を高めるために必要なことは、多くの関係者が目標やビジョンを共有することです。このガイドブックでは、「熟議」を通じたワークショップのポイントや進行方法を解説しています。



◇ 学校運営協議会設置の手引き

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



地域学校協働活動に関する参考事例集

「学校と地域でつくる学びの未来」HPにて公開中

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/jirei/jireishu/index.html>



『地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集』

学びによるまちづくり、地域人材の育成、地域課題解決型学習、放課後子供教室、学習支援等の様々な地域学校協働活動や、コミュニティ・スクールの推進など、20事例について、活動の立ち上げ当時から現在の取組状況、今後の展望までのプロセスについて具体的に記載しています。

*目次

- I 地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的・効果的運営事例（3事例）
- II 地域学校協働活動に関する参考事例（13事例）
- III コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する参考事例（4事例）



『平成29年度地域学校協働活動事例集』

全国で取り組まれている地域学校協働活動のうち、その内容が特に優れ、ほかの模範と認められる取組として、平成29年度に文部科学大臣から表彰を受けた150の活動を紹介しています。

文部科学省のウェブサイト「学校と地域でつくる学びの未来」(<http://manabi-mirai.mext.go.jp>)にも過去の表彰事例とともに掲載しています。